

# かわち障害者いきいきプラン

---

第4期障害者基本計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

---

令和6年3月

河内町

# 目次

## 第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方	3
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の位置づけ・期間	3
第3節 障害者施策と介護保険制度との関係	5
第4節 計画の策定体制	5
第5節 社会的背景（法制度の動向）	6
第2章 障害者（児）を取り巻く状況	8
第1節 障害者（児）の状況	8
第2節 アンケート調査結果の概要	15
第3節 本町の課題（取組の評価と課題の抽出）	26
第3章 計画の基本的方向	33
第1節 基本理念	33
第2節 基本目標と基本施策	34

## 第2編 障害者基本計画

基本目標1：お互いに支え合う「共生」のまちづくり	37
第1節 啓発活動、福祉教育の推進	37
第2節 地域福祉活動の推進	38
第3節 生活・活動の場の整備	39
第4節 防災・防犯対策の充実	40
基本目標2：地域生活を支える「安心」のまちづくり	41
第1節 相談支援体制の強化	41
第2節 生活支援の充実	42
第3節 保健・医療サービスの充実	44
第4節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	46
第5節 移動支援の充実	47
第6節 権利擁護の推進及び虐待の防止	48

基本目標3：生きがいと意欲に満ちた「豊かな」まちづくり .....	49
第1節 特別支援教育及び就学前保育・教育の充実.....	49
第2節 雇用・就業の促進.....	50
第3節 地域への参画促進.....	51
第4節 学習・スポーツ・文化芸術活動の促進.....	52

### 第3編 障害(児)福祉計画

第1章 基本方針 .....	55
第2章 令和8年度に向けた数値目標 .....	57
第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策 .....	63
第1節 障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業.....	63
第2節 自立支援給付の見込み.....	64
第3節 障害児支援の見込み.....	74
第4節 地域生活支援事業の見込み.....	76
第4章 円滑な推進に向けた方策 .....	83

資料編.....	85
----------	----

---

# 第1編 総論

---

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の目的

本町では、平成30年3月に「第3期障害者基本計画」（平成30年度～令和5年度）を、令和3年3月に「河内町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障害者総合支援法に基づくサービス展開や、地域生活を支える支援体制の強化、発達障害児・者支援の強化、特別支援教育の推進など、総合的な障害者施策を進めてきました。

近年、国においては、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の施行など、障害者福祉を取り巻く環境には大きな改革がなされています。また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に向けた国の指針では、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現に向けた動きのほか、障害児支援の一層の充実を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けています。

「かわち障害者いきいきプランー第4期河内町障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画ー」は、これまでの障害者施策の成果を受け継ぎつつ、社会情勢の変化などに的確に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図るため、本町の障害者施策の新たな指針として策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ・期間

### 1. 計画の期間

画期間は、「第4期障害者基本計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

#### ■計画期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4期障害者基本計画	→ 第4期					
第7期障害福祉計画	→ 第7期			見直し		
第3期障害児福祉計画	→ 第3期			見直し		

## 2. 法令等の根拠及び性格

「河内町障害者基本計画」は、「障害者基本法第 11 条第 3 項」に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める計画です。

「河内町障害福祉計画」は、「障害者総合支援法第 88 条」に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の事業量やその確保方策を定める計画です。

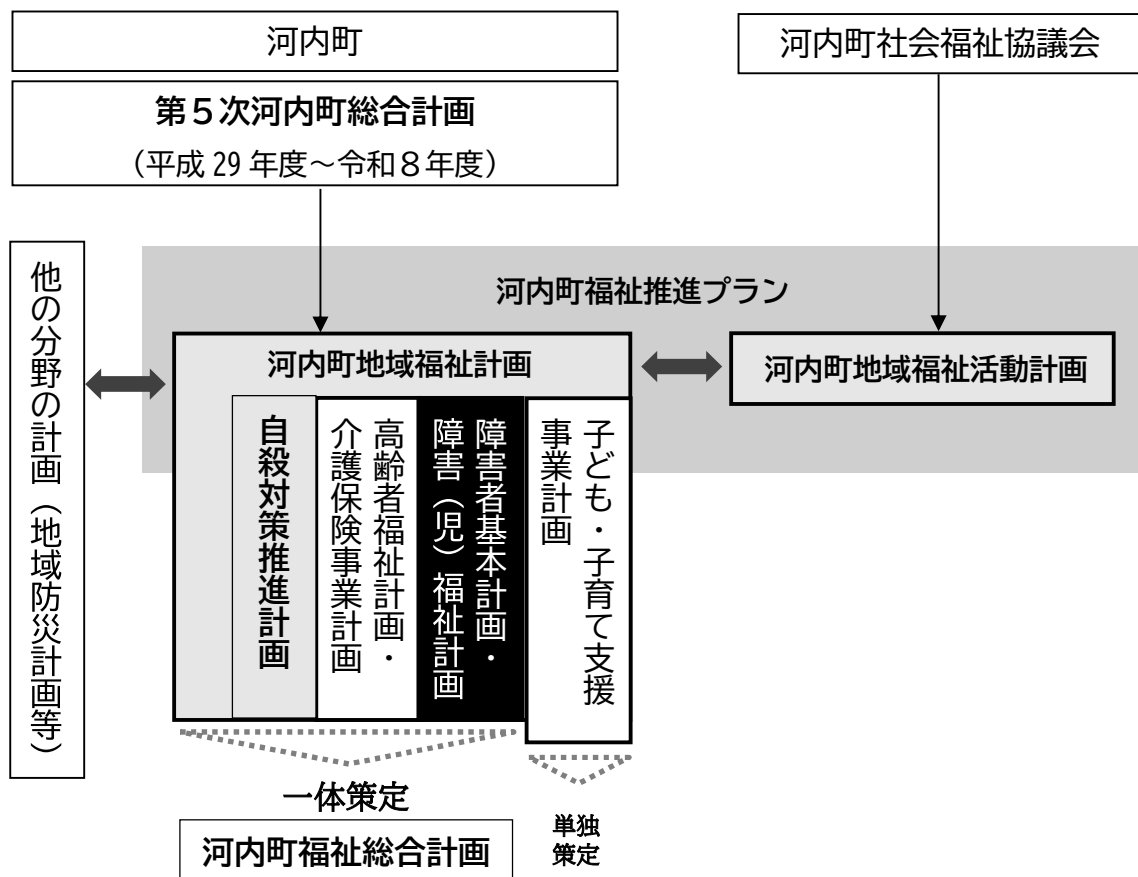
「河内町障害児福祉計画」は、「児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項」に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の事業量やその確保方策を定める計画です。

この 3 つの計画を「かわち障害者いきいきプラン」(以下、本計画)として、一体的に策定することとします。

## 3. 計画の位置づけ

本計画は障害者(児)の生活全般にかかる計画であるため、本町における取り組みの継続性を保てるように、上位計画である「第 5 次河内町総合計画」「河内町地域福祉計画」との整合を保ちながら、前計画との連続性、他の部門計画との整合性を確保するものです。また、「いばらき障害者いきいきプラン」との整合も図っていきます。

【計画の位置づけ】



## 第3節 障害者施策と介護保険制度との関係

障害者総合支援法上のサービスを含む障害者施策と、主に高齢者施策を対象に平成12年度から導入されている介護保険制度には、類似のサービスメニューが多くあります。これらのサービスメニューについて、65歳以上の障害者や、特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障害者に対しては、介護保険制度による利用が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについて障害者施策で実施されます。障害者のニーズは多岐にわたるため、介護保険サービスと障害者施策によるサービスを併用する場合があります。

## 第4節 計画の策定体制

### 1. 障害者の実態把握

計画を見直すにあたり、障害のある方のご意見やご要望、生活状況等を踏まえ、計画づくりに反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

### 2. 協議体での審議

計画の策定にあたっては、「河内町福祉総合協議会」において、計画案について審議しました。

委員は、保健医療関係者、町議会の代表、学識経験者、各種団体の長、福祉関係者などから編成し、さまざまな見地からのご意見を反映できるように努めました。

### 3. パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、河内町福祉総合計画<素案>についての町民意見の公募を実施し、幅広く町民の意見を反映するように努めました。

意見募集期間	令和6年1月22日（月）～令和6年2月29日（木）
資料の閲覧方法	(1) 河内町ホームページ (4) 農村環境改善センター (2) 福祉センター (5) つつみ会館 (3) 役場福祉課
意見の提出方法	○ホームページからの入力 ○専用様式による郵送及び役場窓口受付
意見数	○意見数 河内町福祉総合計画全体として1件  ※なお、町ホームページ171件、役場福祉課窓口1件、つつみ会館1件の閲覧がありました。

## 第5節 社会的背景（法制度の動向）

近年、国においては、医療的ケア児支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定を始め、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる障害者総合支援法の改正、障害者差別解消法の改正など、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。

### 【障害者施策をめぐる近年の動き】

医療的ケア児支援法の制定	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。（令和3年9月施行）
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されました。（令和4年5月施行）
第5次障害者基本計画の策定	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障害者のための施策の基本的計画として位置付けられた。令和5年3月に閣議決定され、第5期計画として、令和5年度から令和9年度が対象年度となっている。（令和5年3月策定）
精神保健福祉法の一部改正	「日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正されました。精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。（令和6年4月施行、一部令和5年4月、10月施行）



<p>障害者雇用促進法の一部改正</p>	<p>令和4年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれます。(令和6年以降順次施行)</p>
<p>法定雇用率の引き上げ</p>	<p>令和5年度からの障害者雇用率は2.7%と改め、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとされています。なお、国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とされ、段階的な引き上げに係る対応は民間事業主と同様となります。(令和6年以降)</p>
<p>障害者差別解消法の一部改正</p>	<p>国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障害者への合理的配慮提供に対策を取り込むことを法定義務としました。令和3年5月、同法は改正され、令和6年4月1日から施行されます。改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。(令和6年4月施行)</p>
<p>障害者総合支援法の一部改正</p>	<p>障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和4年12月に制定されました。(令和6年4月施行)</p>

## 第2章 障害者（児）を取り巻く状況

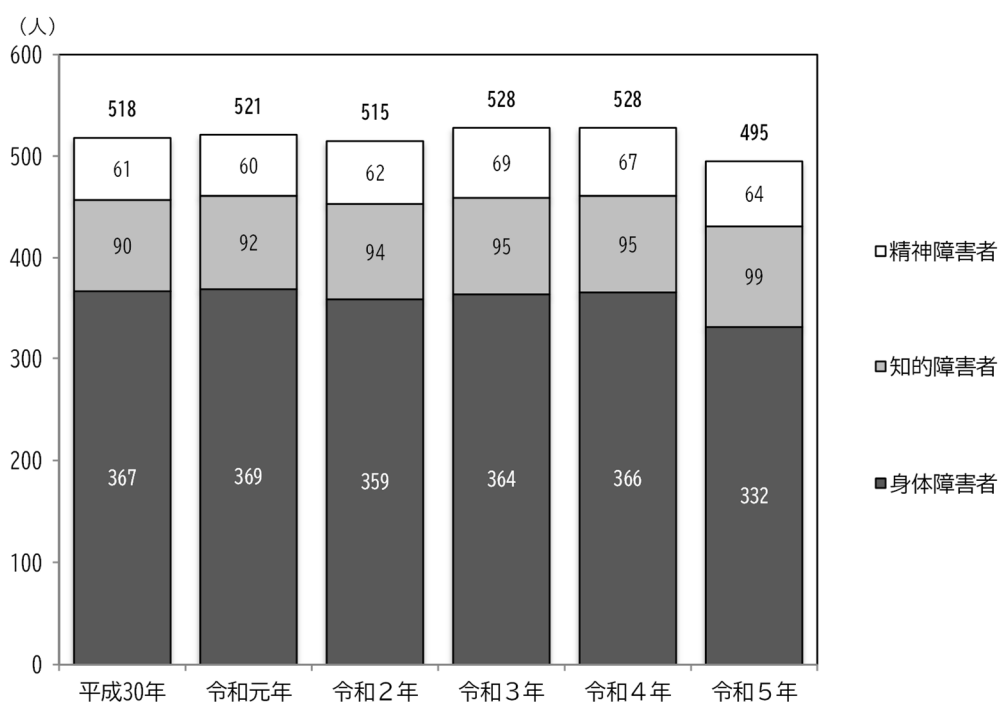
### 第1節 障害者（児）の状況

#### 1. 人口と障害者（児）数

町の障害者手帳所持者数（令和5年3月末現在）は全体で495人、その内訳は身体障害者が332人、知的障害者が99人、精神障害者が64人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障害者は4.11%、知的障害者は1.22%、精神障害者は0.79%となっています。ここ数年、知的障害では増加傾向が続いています。

障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

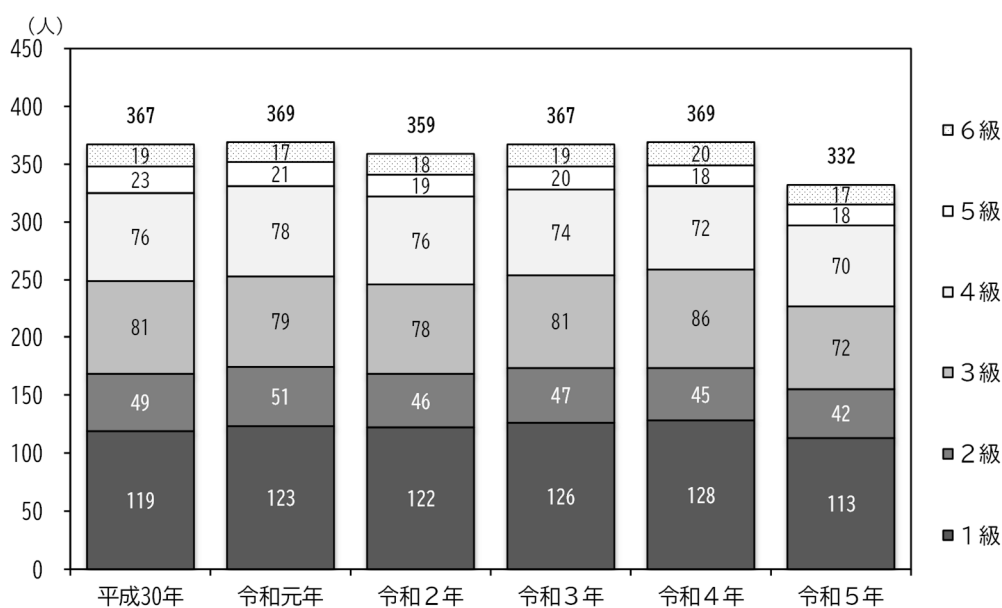
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者	367	369	359	364	366	332
総人口比	4.04%	4.15%	4.12%	4.27%	4.42%	4.11%
知的障害者	90	92	94	95	95	99
総人口比	0.99%	1.03%	1.08%	1.12%	1.15%	1.22%
精神障害者	61	60	62	69	67	64
総人口比	0.67%	0.67%	0.71%	0.81%	0.81%	0.79%
合計	518	521	515	528	528	495
総人口	9,083	8,894	8,704	8,515	8,274	8,086
対総人口比	5.70%	5.86%	5.92%	6.20%	6.38%	6.12%

※各年3月末日現在、各障害者数は手帳所持者数、総人口は住民基本台帳人口。

## 2. 身体障害者（児）数

身体障害者についてみると、令和5年3月末現在の手帳所持者は332人となっています。障害の程度別の状況は、1級が113人（全体の34.0%）で最も多く、次いで3級が72人（同21.7%）、4級が70人（同21.1%）で並んでいます。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



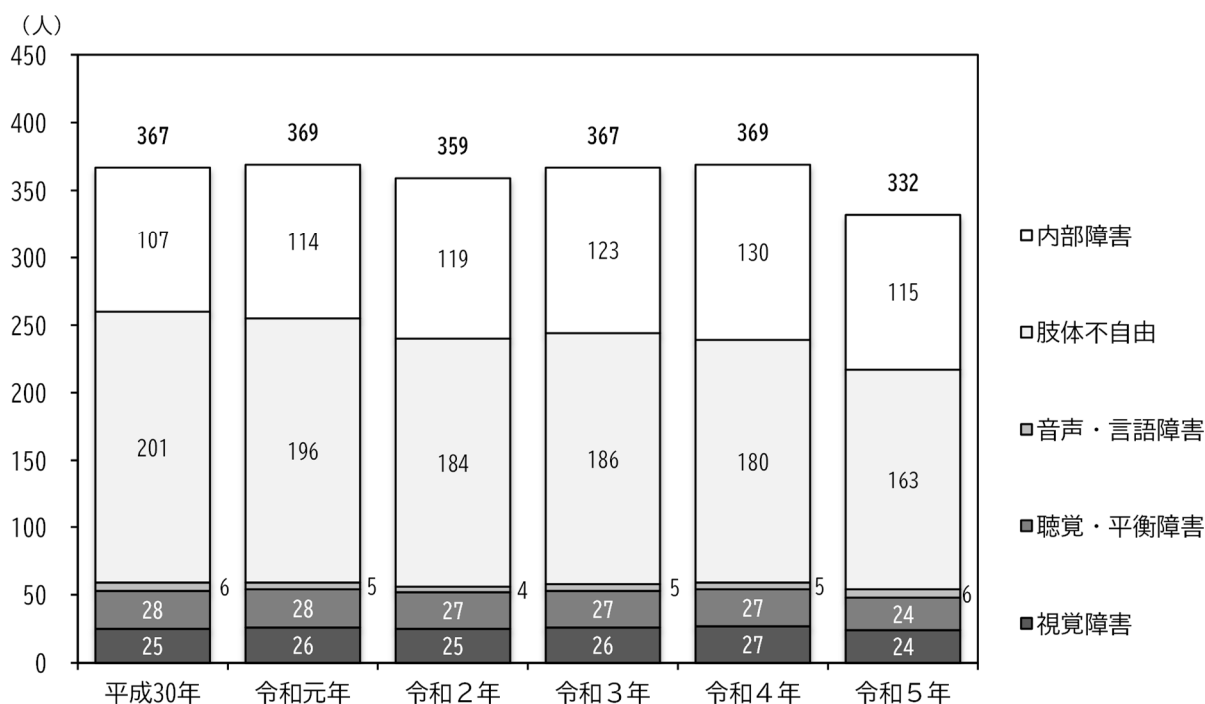
（単位：人）

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	119 32.4%	123 33.3%	122 34.0%	126 34.3%	128 34.7%	113 34.0%
2級	49 13.4%	51 13.8%	46 12.8%	47 12.8%	45 12.2%	42 12.7%
3級	81 22.1%	79 21.4%	78 21.7%	81 22.1%	86 23.3%	72 21.7%
4級	76 20.7%	78 21.1%	76 21.2%	74 20.2%	72 19.5%	70 21.1%
5級	23 6.3%	21 5.7%	19 5.3%	20 5.4%	18 4.9%	18 5.4%
6級	19 5.2%	17 4.6%	18 5.0%	19 5.2%	20 5.4%	17 5.1%
合計	367	369	359	367	369	332

※各年3月末日現在、下段は合計に対する割合。

障害部位別の状況は、肢体不自由が163人（同49.1%）を占め、次いで内部障害115人（同34.6%）、視覚障害と聴覚・平衡機能障害がともに24人（同7.2%）、音声・言語・そしゃく機能障害6人（同1.8%）となっています。平成30年と比較すると、肢体不自由は減少し、内部障害は増加しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障害部位別）



（単位：人）

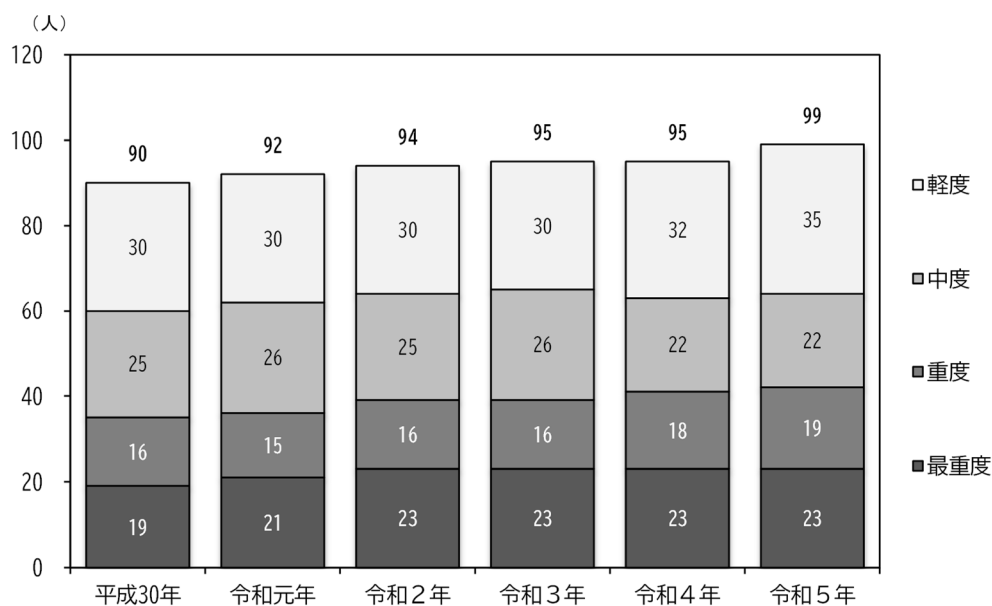
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	25 6.8%	26 7.0%	25 7.0%	26 7.1%	27 7.3%	24 7.2%
聴覚・平衡機能障害	28 7.6%	28 7.6%	27 7.5%	27 7.4%	27 7.3%	24 7.2%
音声・言語・そしゃく機能障害	6 1.6%	5 1.4%	4 1.1%	5 1.4%	5 1.4%	6 1.8%
肢体不自由	201 54.8%	196 53.1%	184 51.3%	186 50.7%	180 48.8%	163 49.1%
内部障害	107 29.2%	114 30.9%	119 33.1%	123 33.5%	130 35.2%	115 34.6%
合計	367	369	359	367	369	332

※各年3月末日現在、下段は合計に対する割合。

### 3. 知的障害者（児）

知的障害者についてみると、令和5年3月末現在の手帳所持者は99人となっています。手帳の等級別では、軽度が35人（全体の35.4%）、最重度が23人（同23.2%）、中度が22人（同22.2%）、重度が19人（同19.2%）となっています。平成30年と比較すると、軽度の占める割合が多くなっています。

知的障害者手帳所持者数の推移（等級別）



（単位：人）

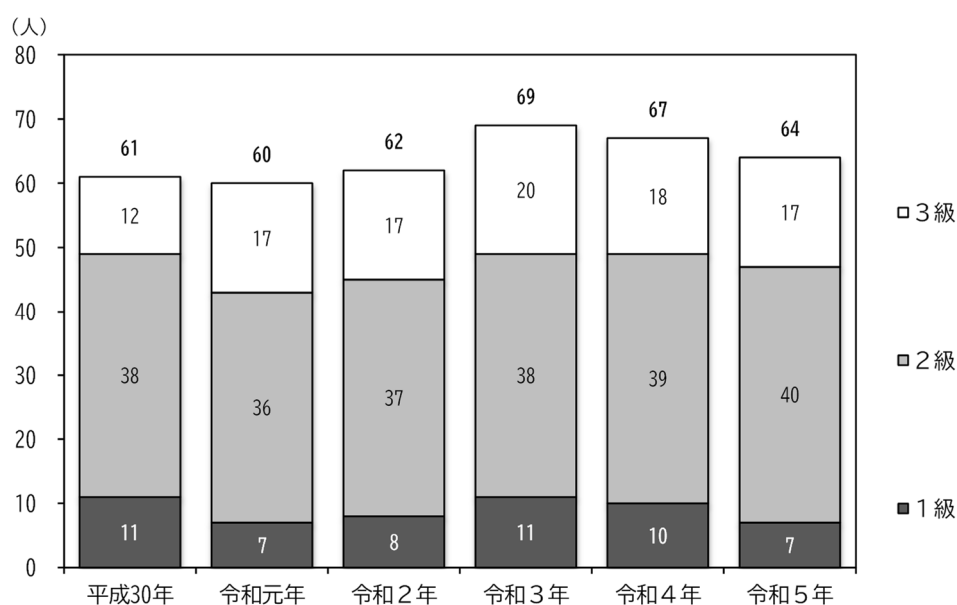
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
最重度	19 21.1%	21 22.8%	23 24.5%	23 24.2%	23 24.2%	23 23.2%
重度	16 17.8%	15 16.3%	16 17.0%	16 16.8%	18 18.9%	19 19.2%
中度	25 27.8%	26 28.3%	25 26.6%	26 27.4%	22 23.2%	22 22.2%
軽度	30 33.3%	30 32.6%	30 31.9%	30 31.6%	32 33.7%	35 35.4%
合計	90	92	94	95	95	99

※各年3月末日現在、下段は合計に対する割合。

#### 4. 精神障害者

精神障害者についてみると、令和5年3月末現在の手帳所持者は64人となっています。手帳の等級別では、2級が40人（全体の62.5%）で最も多く、3級が17人（同26.6%）、1級が7人（同10.9%）となっています。平成30年と比較すると、1級はやや減少しています。また、精神通院医療費負担の利用者は令和5年3月末現在で115人となっています。

精神障害者手帳所持者数の推移（等級別）



（単位：人）

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	11 18.0%	7 11.7%	8 12.9%	11 15.9%	10 14.9%	7 10.9%
2級	38 62.3%	36 60.0%	37 59.7%	38 55.1%	39 58.2%	40 62.5%
3級	12 19.7%	17 28.3%	17 27.4%	20 29.0%	18 26.9%	17 26.6%
合計	61	60	62	69	67	64
精神通院医療費負担利用者	102	101	100	114	113	115

※各年3月末日現在、下段は合計に対する割合。医療費負担利用者は自立支援医療制度の利用者数。

## 5. 難病患者

難病患者についてみると、令和5年3月末現在の指定難病特定医療費受給者数は39人、小児慢性特定疾病医療費受給者数は2人となっています。

### 難病患者福祉手当支給者数等の推移

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病特定医療費受給者数	60	65	72	51	40	39
小児慢性特定疾病医療費受給者数	13	5	5	3	2	2
難病患者福祉手当支給者数	63	52	55	54	42	41

※各年3月末日現在

## 6. 障害児の状況

身体障害者手帳及び療育手帳所持者のうち18歳未満についてみると、令和5年3月末現在、身体障害が2人、知的障害が13人、合計15人となっています。

障害福祉サービスを利用している幼児数は2人、町内在住で特別支援学校に通う児童生徒は、令和5年4月2日現在、小学部1名、中学部2名、高等部4名、計7名となっています。また、特別支援学級に通う児童生徒は、前期課程に18名、後期課程に6名が在籍しています。

※小中一貫校のかわち学園では、小学校を前期課程、中学校を後期課程と呼称しています。

### 18歳未満の手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害	3	4	3	3	3	2
知的障害	17	15	15	14	11	13
合 計	20	19	18	17	14	15

※各年3月末日現在

### 未就学児の障害福祉サービス利用状況

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害福祉サービス利用児童数	20	18	13	5	4	2

※各年4月2日現在

### 特別支援学校在籍者数

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	2	2	2	3	1	1
中学部	3	2	4	5	4	2
高等部	6	6	5	3	3	4
合 計	11	10	11	11	8	7

※各年4月2日現在

## 特別支援学級在籍者数

(単位:人)

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
前期課程	学級数	3	4	4	4	4	4
	在籍者数	21	25	25	20	19	18
後期課程	学級数	2	2	2	2	2	2
	在籍者数	10	5	5	9	10	6

※各年 4 月現在

## 特別支援学校卒業者の進路

(単位:人)

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年 (見込)
進学	—	—	—	—	—	—
就職	—	—	1	—	—	—
通所施設利用	1	1	1	1	1	—
在宅・その他	1	1	—	—	—	—
合 計	2	2	2	1	1	—

※各年 3 月末日現在

※令和 5 年は卒業者なし

## 7. 障害者雇用の状況

令和 5 年 11 月現在、ハローワーク龍ヶ崎管内の障害者雇用の状況は、新規求職者数は 335 人、障害者就職数は 208 人、有効登録者数に対する障害者雇用率は 34.21%となっています。

### 障害者雇用の状況（ハローワーク龍ヶ崎管内）

(単位:人)

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
新規求職者数	408	454	454	504	485	335
障害者就職数	240	243	232	241	304	208
障害者有効登録者数（月平均）	463	535	595	568	732	608
障害者雇用率	51.84	45.42	38.99	42.43	41.53	34.21

※各年 3 月末日現在（令和 5 年は 11 月現在）



## 第2節 アンケート調査結果の概要

「障害者基本計画」及び「障害（児）福祉計画」を策定するにあたり、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者証（精神通院）所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

### 1. 調査実施概要

調査対象：町内居住の障害者手帳及び自立支援医療受給者証の所持者

調査方法：郵送法（郵送配布－郵送回収）

調査期間：令和5年7月中旬～8月下旬

発送数：250票

有効回収数：117票

有効回収率：46.8%

- ・表、グラフ中の「n」は、各設問に対する回答者数を示しています。
- ・百分率（%）の計算は、「n」を分母とし、小数第2位を四捨五入して表示しています。
- ・四捨五入の影響で%を足し合わせても100%にならない場合があります。

### 2. 結果概要

#### （1）本人について

年齢は、身体障害と難病（特定疾患）では65歳以上、知的障害では18～40歳未満、精神疾患では18～65歳未満が多くなっています。

#### 年 齢

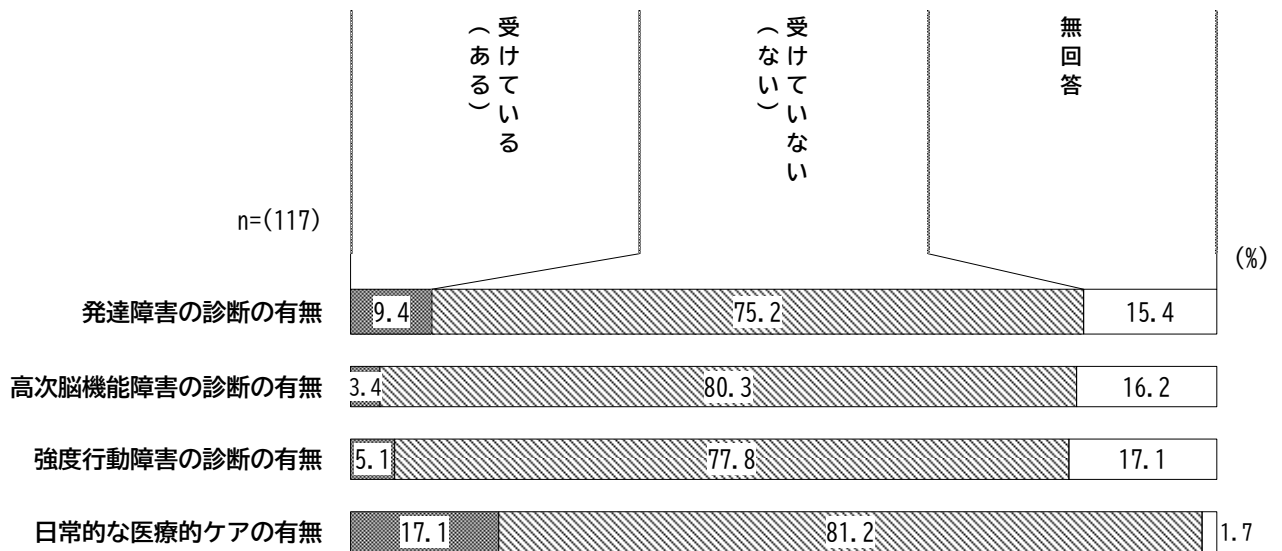
(%)

	n	0～18歳 未満	18～40歳 未満	40～65歳 未満	65歳 以上	無回答
全 体	117	0.9	21.4	18.8	55.6	3.4
身体障害	79	1.3	3.8	15.2	78.5	1.3
知的障害	21	4.8	71.4	14.3	-	9.5
精神疾患	24	-	45.8	33.3	16.7	4.2
難病（特定疾患）	7	-	14.3	14.3	42.9	28.6

※網掛けは20.0%以上の数値

「受けている（ある）」の割合について、発達障害の診断は9.4%、高次機能障害の診断は3.4%、強度行動障害の診断は5.1%、日常的な医療ケアは17.1%となっています。

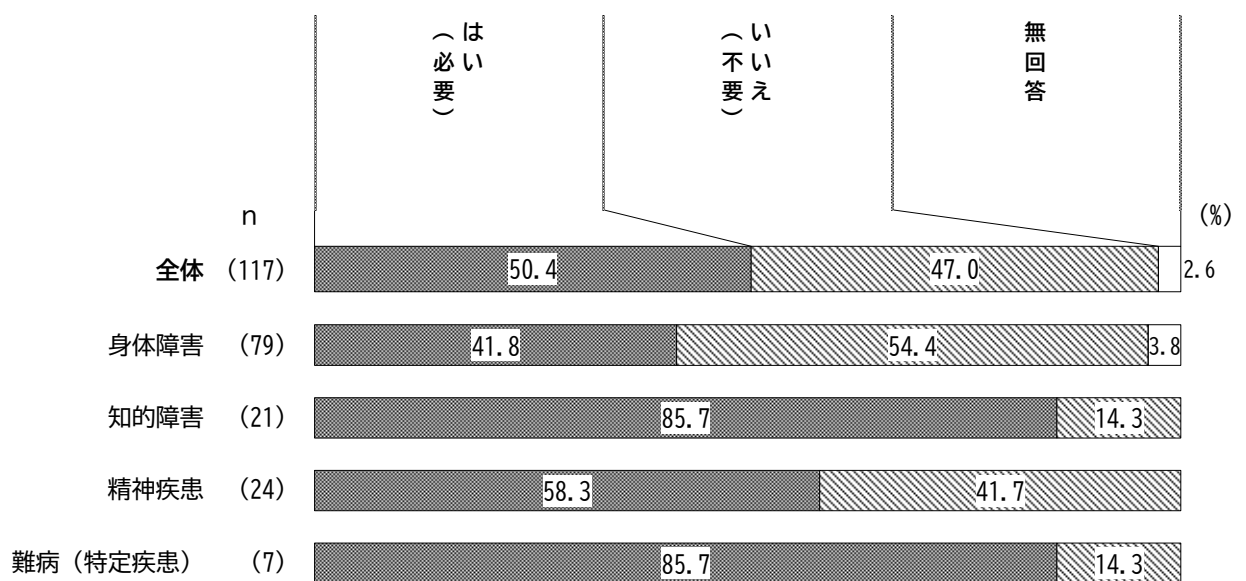
発達障害／高次脳機能障害／強度行動障害／日常的な医療的ケア



(2) 日常生活の介助の状況

普段の生活の中での介助や支援について、「必要」は知的障害と難病（特定疾患）で85.7%、精神疾患で58.3%、身体障害で41.8%となっています。

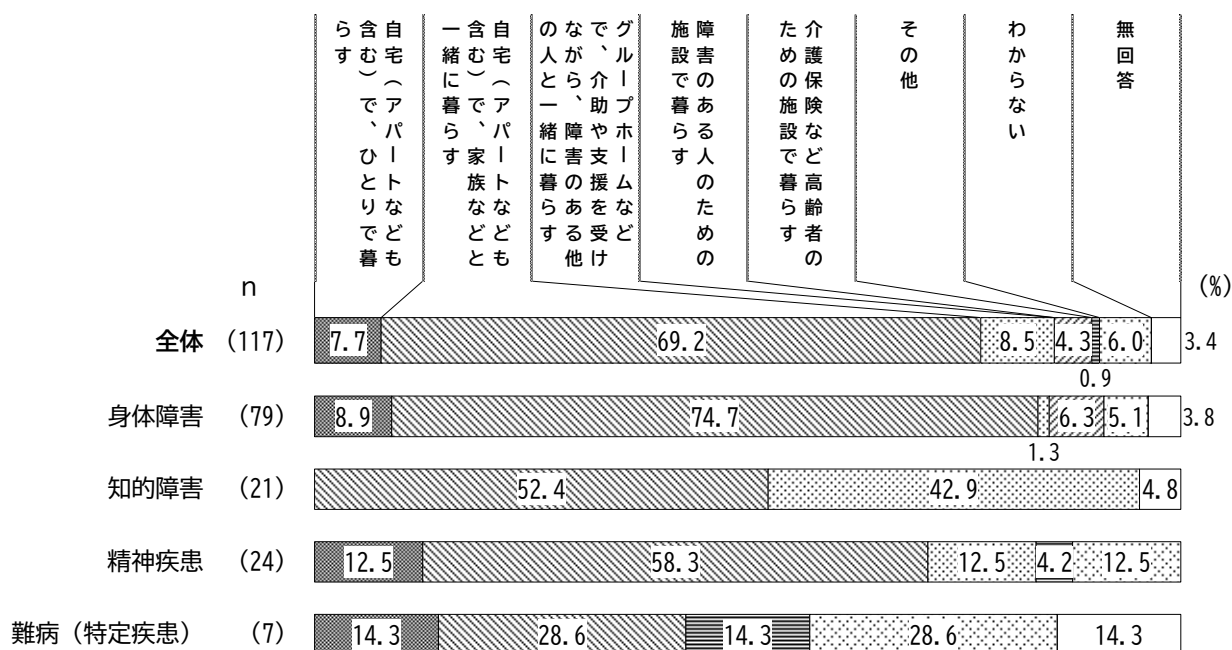
普段の生活の中での介助や支援の必要性



### (3) 住まいや暮らしについて

今後3年以内に希望する暮らし方は、いずれの障害でも自宅（独居／同居）での生活を希望する人が多くなっていますが、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、障害のある他の人と一緒に暮らす」は知的障害で42.9%と他の障害より多くなっています。

今後3年以内に希望する暮らし方



希望する暮らしを送るために必要な支援は、いずれの障害でも「経済的な負担の軽減」が多くなっています。「相談対応等の充実」は知的障害で47.6%、「コミュニケーションについての支援」は精神疾患で41.7%と他の障害より多くなっています。

希望する暮らしを送るために必要な支援（複数回答可）

	n	経済的な負担の軽減 (%)	必要な在宅サービスを適切に利用できること (%)	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること (%)	相談対応等の充実 (%)	コミュニケーションについての支援 (%)	障害者に適した住居の確保 (%)
全体	117	47.9	28.2	26.5	23.9	19.7	18.8
身体障害	79	43.0	34.2	34.2	15.2	11.4	11.4
知的障害	21	52.4	28.6	9.5	47.6	38.1	42.9
精神疾患	24	75.0	12.5	12.5	37.5	41.7	29.2
難病（特定疾患）	7	42.9	28.6	42.9	28.6	28.6	28.6

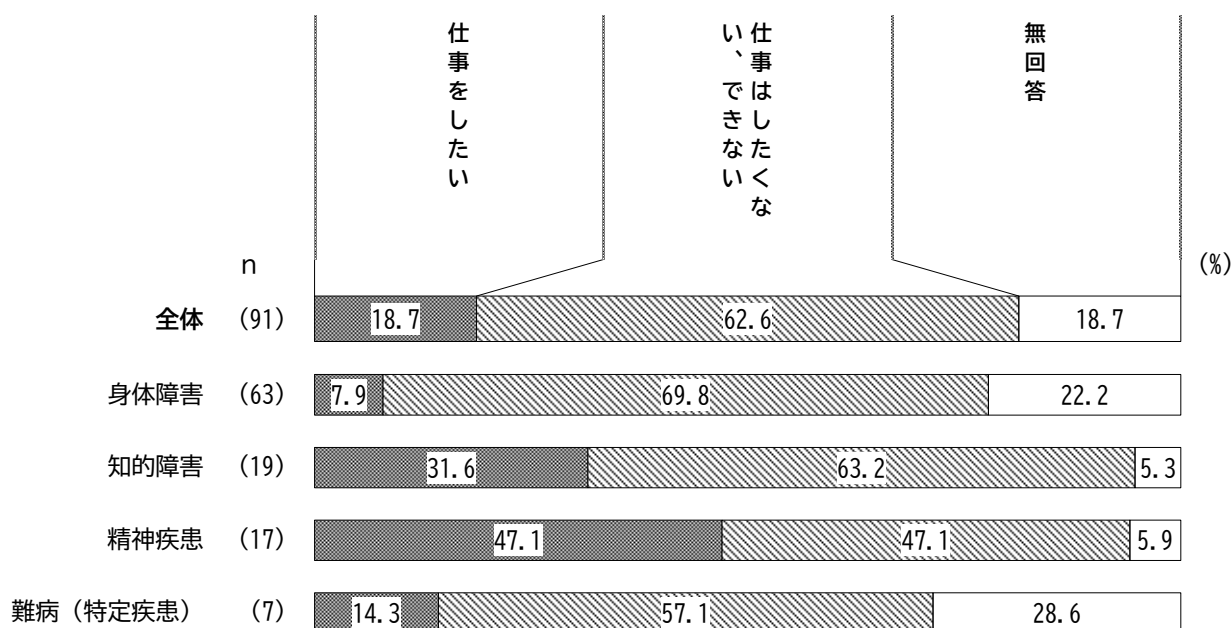
  

	n	生活訓練等の充実 (%)	地域住民等の理解 (%)	その他 (%)	わからない (%)	無回答 (%)
全体	117	16.2	15.4	4.3	15.4	9.4
身体障害	79	10.1	10.1	5.1	16.5	11.4
知的障害	21	38.1	33.3	4.8	-	4.8
精神疾患	24	25.0	25.0	4.2	20.8	-
難病（特定疾患）	7	42.9	28.6	14.3	-	-

#### (4) 仕事について

「会社つとめや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答した以外の人の今後、収入を得る仕事をする意向について、「仕事をしたい」は精神疾患で47.1%と他の障害より多くなっています。一方、「仕事はしたくない、できない」は身体障害で69.8%、知的障害で63.2%と多くなっています。

今後、収入を得る仕事をする意向



障害者の就労支援として必要なことは、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」は精神疾患で58.3%、難病 (特定疾患) で42.9%と多くなっており、「通勤手段の確保」は知的障害で66.7%、「職場の障害者理解」は難病 (特定疾患) で71.4%と多くなっています。

障害者の就労支援として必要なこと (複数回答可)

	n	(%)						
		勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	通勤手段の確保	職場の障害者理解	職場の上司や同僚に障害の理解があること	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	短時間勤務や勤務日数等の配慮	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
全体	117	39.3	38.5	35.9	34.2	32.5	27.4	18.8
身体障害	79	35.4	29.1	29.1	29.1	30.4	21.5	19.0
知的障害	21	33.3	66.7	52.4	47.6	19.0	33.3	19.0
精神疾患	24	58.3	54.2	41.7	41.7	45.8	41.7	20.8
難病 (特定疾患)	7	42.9	57.1	71.4	57.1	57.1	42.9	57.1

	n	(%)						
		就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	在宅勤務の拡充	職場で介助や援助等が受けられること	仕事についての職場外での相談対応、支援	企業ニーズに合った就労訓練	その他	無回答
全体	117	18.8	17.9	17.9	15.4	12.8	1.7	28.2
身体障害	79	10.1	10.1	8.9	5.1	8.9	2.5	34.2
知的障害	21	38.1	23.8	38.1	38.1	23.8	-	19.0
精神疾患	24	37.5	41.7	29.2	33.3	25.0	-	12.5
難病 (特定疾患)	7	28.6	28.6	42.9	42.9	42.9	-	28.6

(5) 相談、緊急時の対応について

困ったことや悩んでいることの相談先は、「家族・親戚」がいずれの障害でも 50.0% を超え多くなっています。この他、「福祉施設・サービス事業所・相談支援事業所などの支援員」は知的障害で 61.9%、「医師・看護師などの医療関係者」は精神疾患で 41.7%と多くなっています。

相談相手（複数回答可）

(%)

	n	家族・親戚	医師・看護師などの医療関係者	友人・知人	福祉施設・サービス事業所・相談支援事業所などの支援員	町役場・保健センター	職場の人
全体	117	81.2	30.8	24.8	17.9	8.5	6.8
身体障害	79	81.0	29.1	21.5	12.7	8.9	5.1
知的障害	21	85.7	38.1	28.6	61.9	14.3	4.8
精神疾患	24	87.5	41.7	29.2	8.3	4.2	12.5
難病（特定疾患）	7	57.1	14.3	28.6	14.3	-	-

	n	地域包括支援センター	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	障害者グループや団体の人	こども園（保育所・幼稚園）・学校の先生	ホームヘルパー
全体	117	5.1	4.3	3.4	3.4	0.9	0.9
身体障害	79	6.3	5.1	3.8	2.5	1.3	1.3
知的障害	21	-	4.8	-	14.3	4.8	-
精神疾患	24	4.2	-	4.2	-	-	-
難病（特定疾患）	7	-	-	-	-	-	-

	n	保健所・児童相談所などの町外の公的機関の職員	その他	特にいない	相談するところがわからない	無回答
全体	117	-	0.9	6.0	0.9	6.0
身体障害	79	-	1.3	7.6	-	7.6
知的障害	21	-	-	4.8	-	-
精神疾患	24	-	-	-	4.2	-
難病（特定疾患）	7	-	-	-	14.3	-

福祉サービス情報の入手先では、「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」は身体障害で30.4%、「家族や親せき、友人・知人」は知的障害で52.4%、「インターネット」は精神疾患で29.2%と他の障害より多くなっています。

### 福祉サービス情報の入手先（複数回答可）

(%)

	n	本や新聞、雑誌、テレビやラジオ	家族や親せき、友人・知人	かかりつけの医師や看護師	行政機関の広報誌	インターネット
全体	117	26.5	25.6	19.7	18.8	12.8
身体障害	79	30.4	24.1	22.8	24.1	8.9
知的障害	21	14.3	52.4	4.8	4.8	14.3
精神疾患	24	16.7	25.0	16.7	8.3	29.2
難病（特定疾患）	7	14.3	28.6	14.3	14.3	14.3

	n	サービス事業所の人や施設職員	障害者団体や家族会	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	民生委員・児童委員	相談支援事業所などの民間の相談窓口
全体	117	12.0	8.5	7.7	4.3	2.6
身体障害	79	11.4	5.1	10.1	5.1	2.5
知的障害	21	38.1	33.3	-	4.8	-
精神疾患	24	4.2	4.2	4.2	-	4.2
難病（特定疾患）	7	-	14.3	-	14.3	-

	n	行政機関の相談窓口	園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	その他	特にない	無回答
全体	117	2.6	-	1.7	16.2	9.4
身体障害	79	2.5	-	1.3	15.2	11.4
知的障害	21	4.8	-	-	9.5	4.8
精神疾患	24	-	-	4.2	20.8	4.2
難病（特定疾患）	7	-	-	-	14.3	28.6

相談しやすい地域体制をつくるために特に必要なことは、「信頼できる相談者がいる」は難病（特定疾患）を除き最も多く、特に知的障害は76.2%となっています。他に、「身近な場所で相談できる窓口がある」は知的障害と難病（特定疾患）で57.1%、「プライバシーが確保されている」は精神疾患で54.2%と多くなっています。

### 相談しやすい地域体制をつくるために特に必要なこと（複数回答可）

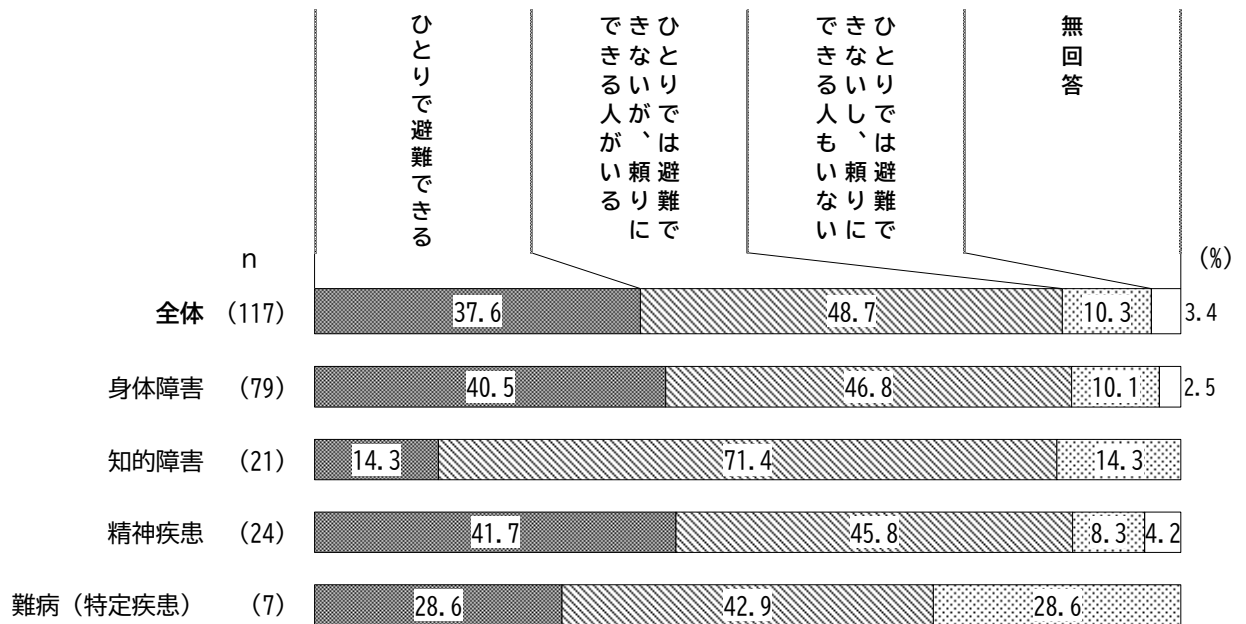
(%)

	n	信頼できる相談者がいる	曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じられる	身近な場所で相談できる窓口がある	プライバシーが確保されている	電話での相談を充実する
全体	117	44.4	35.9	35.0	29.9	13.7
身体障害	79	38.0	30.4	32.9	25.3	13.9
知的障害	21	76.2	38.1	57.1	28.6	14.3
精神疾患	24	58.3	41.7	29.2	54.2	8.3
難病（特定疾患）	7	28.6	42.9	57.1	42.9	-

	n	インターネットでの相談ができる	その他	特にない	無回答
全体	117	6.0	1.7	14.5	9.4
身体障害	79	5.1	1.3	17.7	11.4
知的障害	21	-	-	-	4.8
精神疾患	24	12.5	4.2	12.5	-
難病（特定疾患）	7	-	-	-	28.6

火事や地震などの災害発生時のひとりでの避難の可否は、「ひとりで避難できる」は精神疾患で 41.7%、身体障害で 40.5%となっています。

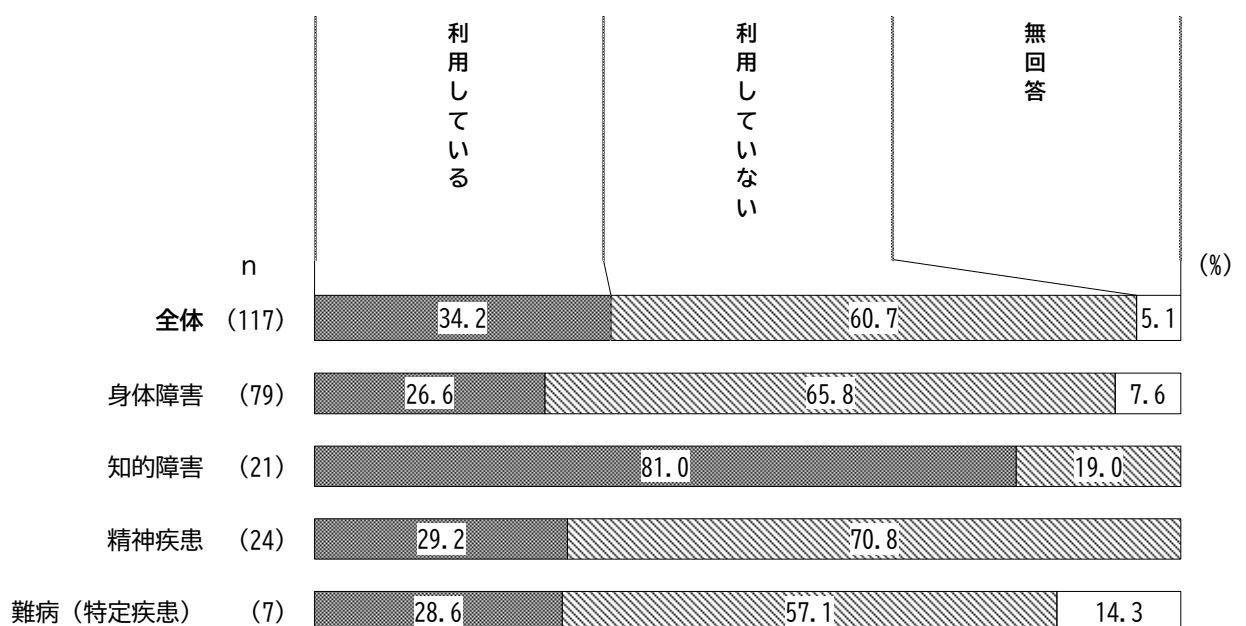
### 災害時の避難の可否



### (6) 福祉サービスについて

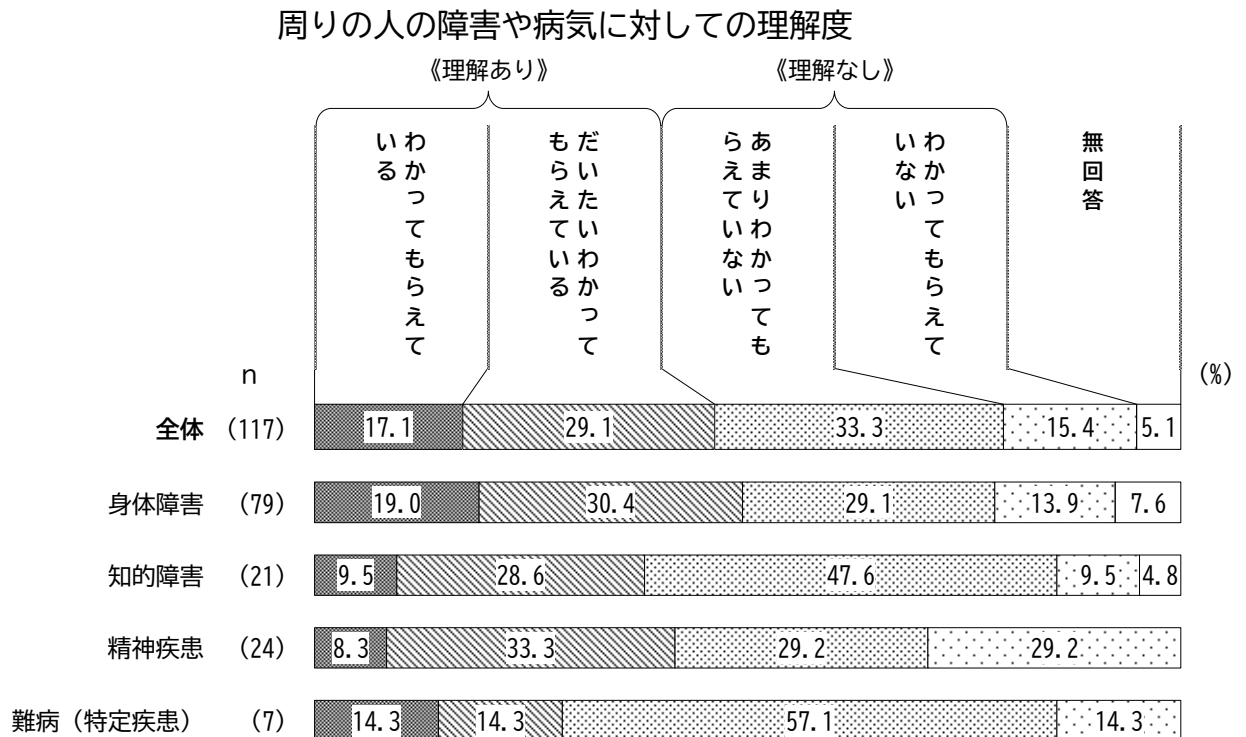
現在の障害福祉サービス利用状況は、「利用している」は知的障害で 81.0%と最も多くなっています。

### 障害福祉サービスの利用状況

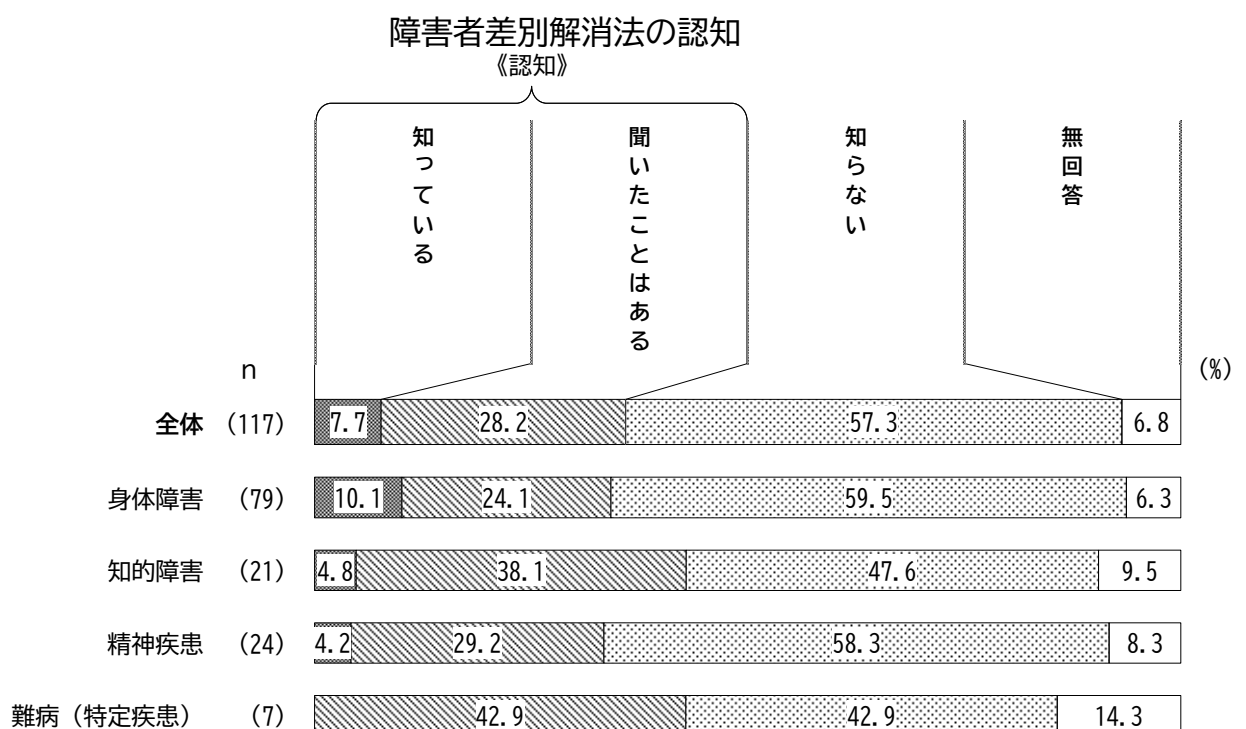


(7) 福祉のまちづくりについて

周りの人の障害や病気に対する理解度は、《理解あり》は身体障害で 49.4%と他の障害より多くなっています。一方、《理解なし》は難病（特定疾患）で 71.4%、精神疾患で 58.4%となっています。

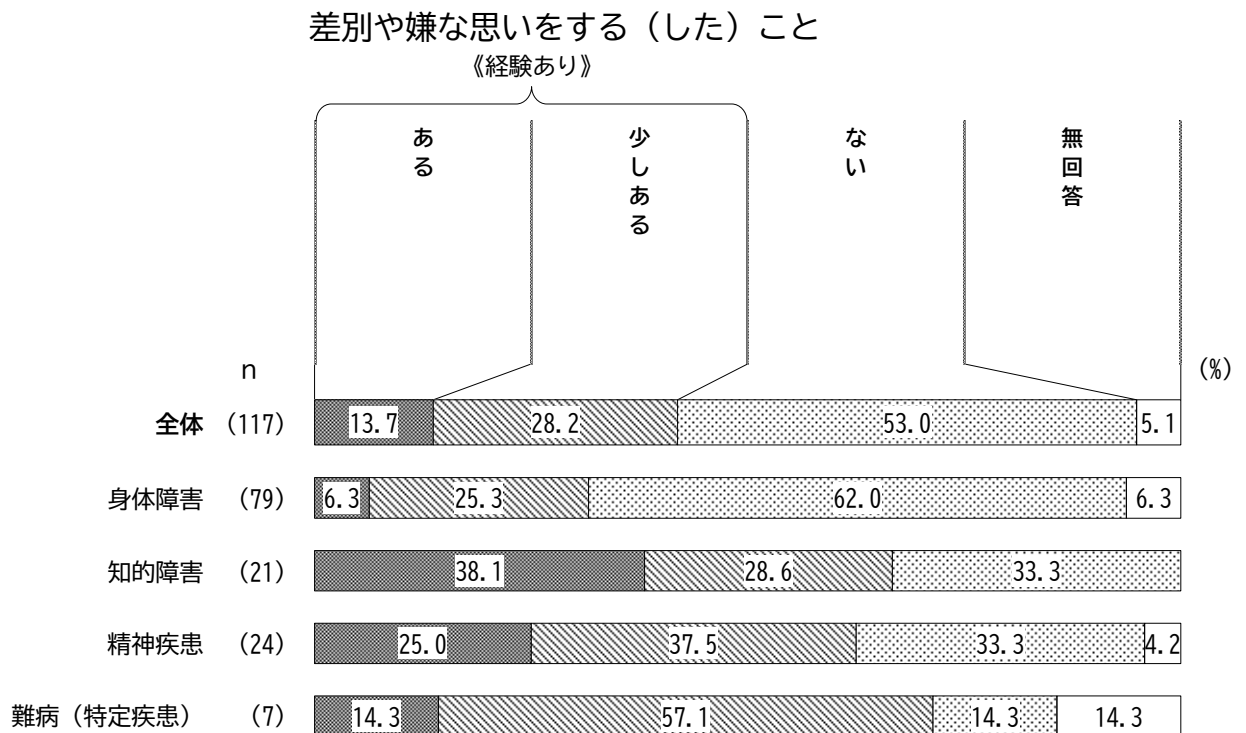


平成 28 年 4 月 1 日に施行された障害者差別解消法を「知っている」は身体障害で 10.1%となっています。「聞いたことはある」をあわせた《認知》は知的障害と難病（特定疾患）で 42.9%となっています。

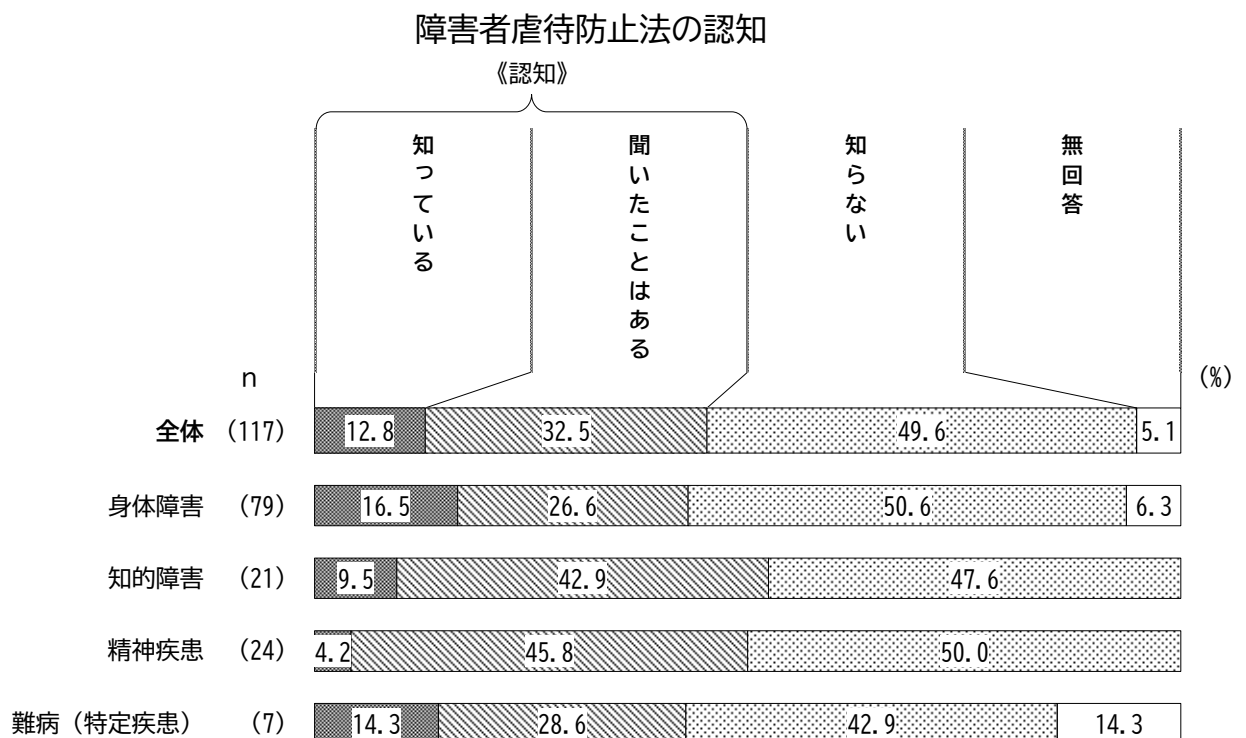




障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことのある人は難病(特定疾患)で71.4%と最も多くなっており、次いで知的障害が66.7%となっています。

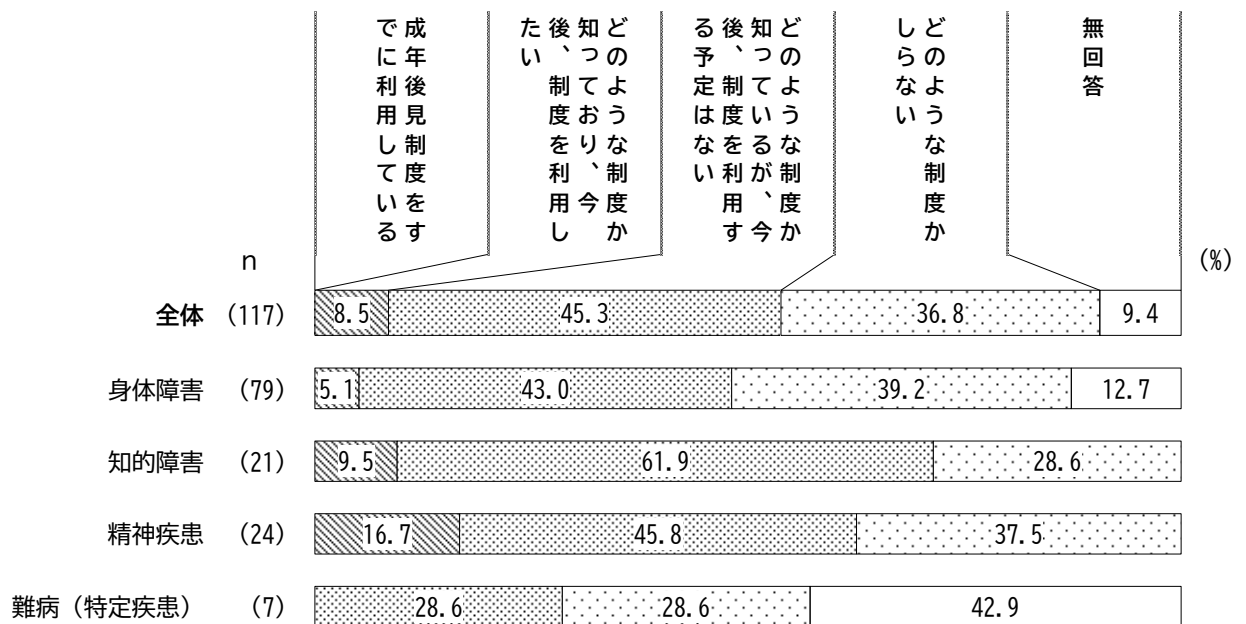


障害者虐待防止法の《認知》は、知的障害で52.4%、精神疾患で50.0%、身体障害で43.1%、難病(特定疾患)で42.9%となっています。



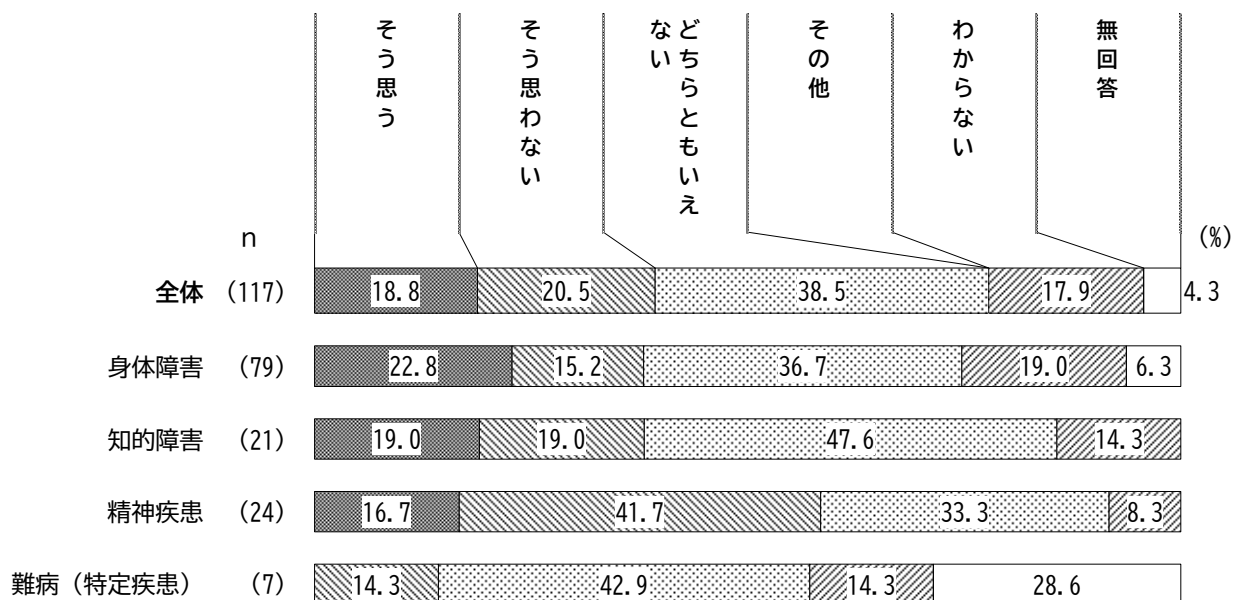
成年後見制度については、「どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい」は精神疾患で 16.7%、知的障害で 9.5%となっています。また、「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」は知的障害で 61.9%、精神疾患で 45.8%、身体障害で 43.0%となっています。また、「どのような制度か知らない」は身体障害で 39.2%、精神疾患で 37.5%となっています。

### 成年後見制度の認識と利用意向



障害のある人にとって河内町は、「暮らしやすい(そう思う)」は、身体障害で 22.8%、知的障害で 19.0%となっています。一方、「暮らしにくい(そう思わない)」は精神疾患で 41.7%と他の障害より多くなっています。

### 河内町の暮らしやすさ



障害のある人が自立した生活を送るために、行政が特に充実させるべき施策は、いずれの障害でも「年金・手当、医療費の助成など、経済的な生活援助を充実する」が多くあげられており、特に精神疾患では最も多くなっています。この他、知的障害では「身近で利用しやすい相談支援体制を充実する」が、難病（特定疾患）では「障害のある人のための制度・サービスに関する情報提供を充実する」が多くなっています。また、「障害のある人の就労を支援し、雇用を促進する」は、精神疾患で25.0%と多くなっています。

### 行政が特に充実させるべき施策（複数回答可）

(%)

	n	年金・手当、医療費の助成など、経済的な生活援助を充実する	身近で利用しやすい相談支援体制を充実する	障害のある人のための制度・サービスに関する情報提供を充実する	地域における医療・リハビリテーション体制を充実する	障害のある人の日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する
全体	117	49.6	35.9	23.9	14.5	14.5
身体障害	79	45.6	32.9	24.1	15.2	15.2
知的障害	21	33.3	42.9	23.8	9.5	23.8
精神疾患	24	79.2	29.2	16.7	16.7	4.2
難病（特定疾患）	7	42.9	28.6	-	14.3	-

	n	ホームヘルプサービスなど在宅生活を支えるサービスを充実する	障害のある人の就労を支援し、雇用を促進する	グループホームなど地域における障害のある人の生活の場を確保する	道路や施設のバリアフリー化など、人にやさしい福祉のまちづくりを推進する	防犯・防災体制を充実する
全体	117	9.4	9.4	8.5	8.5	8.5
身体障害	79	12.7	5.1	3.8	10.1	10.1
知的障害	21	9.5	9.5	38.1	4.8	-
精神疾患	24	4.2	25.0	12.5	4.2	8.3
難病（特定疾患）	7	-	-	14.3	-	-

	n	障害のある人を支えるボランティアの育成や活動を支援する	障害のある人が暮らしやすい住宅の整備や住宅改造への支援を進める	事業所などで働くことが難しい障害のある人の働く場、活動の場を充実する	障害のある子どもの療育や発達支援に向けた体制を充実する	障害のある人への理解を深めるための啓発活動や福祉教育、交流を充実する
全体	117	7.7	7.7	6.8	4.3	4.3
身体障害	79	7.6	10.1	5.1	3.8	5.1
知的障害	21	14.3	-	4.8	9.5	4.8
精神疾患	24	4.2	4.2	16.7	4.2	-
難病（特定疾患）	7	-	28.6	28.6	-	-

	n	障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動を振興する	障害のある子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導・教育を進める	その他	無回答
全体	117	3.4	2.6	1.7	9.4
身体障害	79	1.3	2.5	2.5	12.7
知的障害	21	9.5	9.5	-	4.8
精神疾患	24	8.3	4.2	-	-
難病（特定疾患）	7	-	-	-	42.9

## 第3節 本町の課題（取組の評価と課題の抽出）

---

### 1. 第3期障害者基本計画

3つの基本目標を掲げ、14の基本施策に取り組んできました。

これまでの取り組みやアンケート調査結果等を踏まえて、次のように課題を整理しました。これらの課題を踏まえ、本計画の取り組みを進めていきます。

#### （1）お互いに支え合う「共生」のまちづくり（基本目標1）

##### 【啓発活動、福祉教育の推進】

本町では、啓発活動、福祉教育の推進に向けて、社会福祉協議会が年2回発行している「社協だより かわち」に身体障害者福祉協議会について掲載し、障害者週間においてはポスターを窓口に掲示したりするなど啓発広報に努めてきました。

また、かわち学園における福祉教育では、福祉施設等への訪問、社会福祉協議会との連携による車椅子介助模擬体験、福祉に関する作文・絵画の募集、作文集の発行等を実施し、福祉のこころの醸成を図ってきました。

アンケート調査によれば、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことのある人は難病で71.4%、知的障害で66.7%となっており、5割を超えています。

お互いに支え合う共生のまちづくりに向けて、住民の理解度の向上が求められています。

##### 【地域福祉活動の推進】

本町では、地域福祉活動の推進に向けて、ボランティア活動の促進と人材育成を進めるほか、地域福祉活動の充実を図ってきました。

具体的な取り組みとしては、高校生以上の学生ボランティアによる特別支援学校での活動補助のほか、社会福祉協議会とボランティアの協力による福祉有償運送サービス事業や、社会福祉法人等による外出支援サービス、社会福祉協議会による各種支援や褒賞制度を設けているほか、ボランティア育成研修会も開催してきました。また、地域福祉の担い手である社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、ボランティアなどによる活動を進めてきました。

障害者一人ひとりにきめ細かな支援を行っていくためには、フォーマル（公的）なサービスだけでなく、ボランティア活動のような地域住民による活動が不可欠です。社会福祉協議会等と連携しながら、既存の活動を基軸に、ボランティア活動等への更なる町民参加の促進やボランティアグループ同士のネットワークづくりなどを図っていくことが求められます。

## 【生活・活動の場の整備】

本町では、生活・活動の場の整備に向けて、障害者にやさしい公共空間の確保や住宅環境の整備に取り組んできました。

具体的な取り組みとしては、公共施設において段差解消等のバリアフリー化を進めています。また、住宅環境の整備として、本町では住宅改修費の補助を行っており、町営住宅についても改修の際などにバリアフリーの導入に努めています。

車いす等に対応した占用駐車スペースの確保や歩道の整備など、だれもが使いやすい公共空間整備に向け、さらなる対応が求められています。また、在宅の障害者にとって住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

## 【安全対策の充実】

本町では、災害時や急病、事故等の緊急時に備え、避難行動要支援者避難支援プランを策定しています。また、ひとり暮らし高齢者等に対してワンボタンで消防署に通報できる緊急通報装置を貸与しています。

アンケート調査によれば、火事や地震などの災害発生時に「ひとりで避難できる」との回答は、上位から精神疾患の方で 41.7%、身体障害の方で 40.5%となっており、避難支援のニーズが高い状況です。

災害等の緊急時には、身近な地域での人間関係が生命・身体・財産の保全に大きく影響することから、日頃からの地域での見守り・支え合いの構築が求められています。

### (2) 地域生活を支える「安心」のまちづくり（基本目標2）

## 【相談支援体制の強化】

本町では、障害全般の相談窓口は、役場窓口、保健センター等で担当し、知的障害に関することや精神障害に関する専門的な相談については、町外の指定相談支援事業所に業務委託をし、相談体制を確保しています。また、民生委員・児童委員も身近な相談相手として相談に応じているほか、地域全体で見守る体制の強化を図っています。また、町民課及び福祉課窓口には聴覚障害者等に配慮した相談機器を用意し、相談体制を整備しています。

アンケート調査によれば、相談しやすい地域体制をつくるために必要なことは、「信頼できる相談者がいる」「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」「身近な場所で相談できる窓口がある」の順となっており、体制面でのニーズがあげられています。

障害者の自立生活の支援に向けて、各相談機関が密接に連携しながら、利用者本位の相談支援を実施していくことが求められます。

### 【生活支援の充実】

本町では、生活支援の充実に向けて、「在宅生活支援の充実」「日中活動の場の充実」「生活の場の確保」に努めてきました。

具体的な取り組みとしては、在宅生活での障害者本人の生活の質（QOL）を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減を図るため、在宅生活を支援するサービスの拡充に努めています。また、障害者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のため、生活介護や短期入所などの日中活動系サービスの充実に取り組んでいます。地域活動支援センター（Ⅰ型1か所、Ⅱ型1か所）を通じて、生産活動の機会の提供など、日中活動の場の充実に努めています。

アンケート調査によれば、今後3年以内に希望する暮らし方は、「グループホームなどで、介助や支援を受けながら、障害のある他の人と一緒に暮らす」が知的障害で42.9%となっています。

障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」への備えなどの課題が顕在化する中、これからも地域で自立した生活ができるよう、自立に向けた相談や、ひとり暮らし及びグループホームへの入居等の体験の機会の提供、緊急時の受入体制、専門的な相談対応など、地域での生活を支援する体制づくりが求められています。また、今後、特別支援学校卒業生や、長期入院後の精神障害者などの需要から、日中活動の場の充実が求められています。

### 【保健・医療サービスの充実】

本町では、保健・医療サービスの充実に向けて、「乳幼児期の適切な保健・医療の充実」「心と身体健康づくり及び医療の充実」に努めてきました。

具体的な取り組みとしては、乳幼児に対する保健事業として、健康診査や訪問指導を実施しており、こども園とも連携し、障害の早期発見に取り組んでいます。また、何らかの問題が認められる幼児及び保護者を対象に「おやこ相談」において発達相談を実施し、専門家による助言を行っています。

障害児の早期の発見及び支援、健全育成を進めるためには、子育て支援分野や保健医療分野との連携体制の確保が求められます。

### 【情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実】

本町では、情報提供及びコミュニケーション支援体制の充実に向けて、町広報紙や社協だより、町ホームページ等への掲載のほか、障がい福祉のしおり、各種パンフレットの配布、相談窓口での情報提供等を行っています。また、日常生活用具給付事業の情報・意思疎通支援用具の給付・貸与や意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者の派遣などを行っています。さらに、役場内では町民課及び福祉課窓口

に聴覚障害者等に配慮したコミュニケーション支援機器を整備しています。

全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが重要です。

#### 【移動支援の充実】

本町では、障害者の外出支援策として、ホームヘルプサービス（居宅介護）での行動援護や同行援護のほか、社会福祉協議会による福祉有償運送サービス、社会福祉法人等による外出支援サービス、シルバーカーの購入補助や車椅子の貸し出し等を実施しています。

今後の高齢化やひとり暮らし世帯等の増加を考えると、さらなる移動支援のニーズが高まることが考えられます。

#### 【権利擁護の推進】

本町では、権利擁護の推進に向けて、障害者差別解消法や障害者虐待防止法、日常生活自立支援事業や成年後見制度について、町ホームページやポスターの活用、パンフレットの配布等により、その周知及び利用促進に努めています。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、社会的障壁を取り除くことが重要であり、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組が求められています。

### （3）生きがいと意欲に満ちた「豊かな」まちづくり（基本目標3）

#### 【特別支援教育及び就学前保育・教育の充実】

本町では、平成19年度から教育や療育に特別のニーズのある子どもを含めた「特別支援教育」が実施されています。かわち学園では、障害や発達遅れのある児童生徒を可能な限り受け入れています。就学前の児童についても、こども園において、かわち学園と同様に、障害や発達遅れのある児童を可能な限り受け入れ、障害のある子どもがいない子どもと共に地域で育つことのできる環境づくりに努めています。

#### 【雇用・就業の促進】

本町では、雇用・就業の促進に向けて、令和4年3月末時点で、ハローワーク龍ヶ崎管内の障害者雇用率は41.53%町、障害者就職数は増加傾向にあります。また、町内で障害者優先調達制度に基づく指針を作成し、各課と連携しながら、同制度の

推進に努めています。

アンケート調査によれば、今後収入を得る仕事の意向は、精神疾患の方で 47.1%、次いで知的障害の方で 31.6%となっています。

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考えの下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会の確保や就労支援の担い手の育成等が求められています。

#### 【地域への参画促進】

本町では、障害者の当事者や家族の団体として「河内町身体障害者福祉協議会」や「河内町手をつなぐ育成会」が活動しており、各種研修会や交流活動を通じ、当事者や家族の悩みの解消、情報交換などを行っています。

こうした団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消、情報交換及び交流などのためだけでなく、町民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改革を要望し、実現につなげたりといった役割もあるため、活動を支援していく必要があります。

また、地域共生社会の実現のためには、障害者の声を地域づくりや町政に反映することが重要です。個人あるいは団体で地域のさまざまな活動に参画し、障害のある人となない人が協働で地域づくり、まちづくりを進めていくことが重要です。

#### 【学習・スポーツ・文化芸術活動の促進】

本町では、障害者団体では、さまざまなイベントやレクリエーションを企画・実施しており、障害者の余暇活動の充実を図っています。

各種活動に障害者が参加しやすくなるよう、施設のバリアフリー化や、開催情報の周知の徹底、町公用バスなどを利用した移動支援、コミュニケーション支援（手話通訳等）の充実などが求められています。



## 2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

### (1) 障害福祉サービス等の利用実績

新型コロナウイルス感染症の影響や利用者の状態等もあり、地域の実情等から福祉施設の入所者の地域生活への移行や拠点・体制面では進んでいない現状はあるものの、一般就労への移行者数は令和3年に1人、令和4年に4人、令和5年に1人と着実に実績をあげています。

障害福祉サービス等の利用実績で、計画値を上回ったサービスは、生活介護、就労移行支援（A型・B型）、短期入所（福祉型）、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援となっています。

(月平均値)

サービス種別	単位	計画値			実績			
		令和3年度	令和4年度：A	令和5年度	令和3年度	令和4年度：B	対計画比(B/A)	
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	人	2	2	2	1	1	50.0%
日中活動系	生活介護	人	37	37	37	39	40	108.1%
	自立訓練（機能訓練）	人	0	0	1	0	0	0.0%
	自立訓練（生活訓練）	人	0	0	1	0	0	0.0%
	就労移行支援	人	5	5	5	5	2	40.0%
	就労継続支援（A型）	人	5	5	5	7	9	180.0%
	就労継続支援（B型）	人	21	21	21	24	32	152.4%
	就労定着支援	人	2	2	2	1	1	50.0%
	療養介護	人	1	1	1	1	1	100.0%
	短期入所（福祉型）	人	8	9	10	10	11	110.0%
	短期入所（医療型）	人	0	0	1	0	0	0.0%
居住系	自立生活援助	人	0	0	1	0	0	0.0%
	共同生活援助（グループホーム）	人	18	18	18	21	23	127.8%
	施設入所支援	人	13	13	13	13	14	107.7%
相談支援	計画相談支援	人	77	77	79	79	76	96.2%
	地域移行支援	人	0	0	1	0	0	0.0%
	地域定着支援	人	0	0	1	0	0	0.0%
障害児支援	児童発達支援	人	4	4	4	9	7	175.0%
	医療型児童発達支援	人	0	0	1	0	0	0.0%
	居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1	0	0	0.0%
	放課後等デイサービス	人	4	5	6	8	12	200.0%
	保育所等訪問支援	人	0	0	1	0	0	0.0%
	障害児相談支援	人	17	17	17	17	19	111.8%

## (2) 地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業の利用実績で、計画値を上回った事業は、日常生活用具給付等事業（在宅療養等支援用具）と日中一時支援事業（任意事業）で、その他はほぼ計画値通りで推移しています。

(月平均値)

サービス種別	単位	計画値			実績			
		令和3年度	令和4年度：A	令和5年度	令和3年度	令和4年度：B	対計画比(B/A)	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	—	
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	—	
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	100.0%
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	—
	相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	—
	住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	—
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	人数	0	0	1	1	0	0.0%
	成年後見制度法人後見支援事業	人数	0	0	1	0	0	0.0%
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人数	0	0	1	0	0	0.0%
	手話通訳者設置事業	人数	0	0	0	0	0	—
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付人数	1	1	1	0	0	0.0%
	自立生活支援用具	給付人数	1	1	1	0	0	0.0%
	在宅療養等支援用具	給付人数	1	1	1	0	2	200.0%
	情報・意思疎通支援用具	給付人数	1	1	1	1	1	100.0%
	排泄管理支援用具	給付人数	168	168	168	142	99	58.9%
	居宅生活動作補助用具	給付人数	1	1	1	0	0	0.0%
移動支援事業	人数	2	2	2	1	1	50.0%	
地域活動支援センター	箇所	2	2	2	2	2	100.0%	
日中一時支援事業（任意事業）	人数	20	20	20	17	21	105.0%	
社会参加促進事業（任意事業） 事業名：自動車運転免許取得・改造費助成	人数	0	0	1	0	0	0.0%	
巡回支援専門員整備事業（任意事業）	有無	有	有	有	有	有	—	

## 第3章 計画の基本的方向

### 第1節 基本理念

「かわち障害者いきいきプラン（令和6年度～令和11年度）」は、障害者の生活全般にかかる計画であるため、本町の最上位計画である「河内町総合計画」のめざす方向性との調和を保ちつつ、これまでの基本理念を継承し、以下のように定めます。

#### 【基本理念】

誰もが自分らしくいきいきと、安心して暮らせる共生のまちづくり

この理念は、障害の有無にかかわらず、すべての町民が等しく、一人の人間として、お互いの人格や個性を尊重し合い、共に支え合いながら、自分らしくいきいきと、安心して暮らせるまちづくりをめざすものです。

少子高齢化や人口減少、核家族化、また、障害のある人やその介護者の高齢化などを背景に、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくための環境に多くの方が不安を感じています。

また、これからは、障害のある人も支援を受ける側にあるだけでなく、時には支援の担い手となるなど、様々な立場の人が協働により、地域社会を豊かにしていくことが求められる時代です。

誰もが河内町民の一員として、地域で互いに支え合い、住み慣れた地域の中で自分らしく充実した人生を過ごすことができるよう、「誰もが自分らしくいきいきと、安心して暮らせる共生のまちづくり」を目指し、障害者（児）施策の展開を図ります。

## 第2節 基本目標と基本施策

基本理念を実現するため、国の障害者基本計画との整合を図りつつ、3つの基本目標と14の基本施策を定めます。

基本理念

基本目標

基本施策

誰もが自分らしくいきいきと、安心して暮らせる共生のまちづくり

### 1 お互いに支え合う 「共生」のまちづくり

啓発・広報・福祉教育、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設・設備の整備などにより、「共生」のまちづくりをめざします。

- 【基本施策1】 啓発広報、福祉教育の推進
- 【基本施策2】 地域福祉活動の推進
- 【基本施策3】 生活・活動の場の整備
- 【基本施策4】 防災・防犯等の充実

### 2 地域生活を支える 「安心」のまちづくり

生涯を通じて一貫したきめ細かな支援が行えるよう、サービス提供体制が充実した「安心」のまちづくりをめざします。

- 【基本施策1】 相談支援体制の強化
- 【基本施策2】 生活支援の充実
- 【基本施策3】 保健・医療サービスの充実
- 【基本施策4】 情報アクセシビリティの向上  
及び意思疎通支援の充実
- 【基本施策5】 移動支援の充実
- 【基本施策6】 権利擁護の推進及び虐待の防止

### 3 生きがいと意欲に満ちた 「豊かな」まちづくり

障害のある人が、その能力を伸ばし、発揮しながら、いきいきと暮らしていけるよう、教育や雇用・就労支援、社会活動への参加支援などが充実した「豊かな」まちづくりをめざします。

- 【基本施策1】 特別支援教育及び就学前保育  
・教育の充実
- 【基本施策2】 雇用・就業の促進
- 【基本施策3】 地域への参画促進
- 【基本施策4】 学習・スポーツ・文化芸術活動  
の促進

---

## 第2編 障害者基本計画

---

## 基本目標1：お互いに支え合う「共生」のまちづくり

### 第1節 啓発広報、福祉教育の推進

#### ■施策の方向性

今後は、これまで実施してきた啓発活動を継続していくとともに、町ホームページ等も活用し、障害者福祉についての理解を一層深めていきます。

特に、障害者差別解消法の制定を受け、不当な差別の禁止や合理的配慮について、重点的に啓発活動を進めていきます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者週間における啓発活動	障害者週間にポスターを掲示し、障害及び障害者に対する理解促進に努めます。町ホームページも活用し、障害者週間の機会にあわせた啓発活動の充実を図ります。
「社協だよりかわち」の発行	年2回、社会福祉協議会にて発行する「社協だよりかわち」の中で障害者に関する記事を掲載し、障害者も含めたさまざまな人たちの交流促進を図ります。
生涯にわたる福祉教育の推進	かわち学園、こども園、社会福祉協議会などが連携し、生涯にわたる福祉教育を推進します。
社会福祉協議会による福祉作文集の制作・配布	かわち学園の児童生徒を対象に福祉に関する作文・絵画を募集し、入選した作文作品を作文集として制作発行し、福祉教育に役立てます。

## 第2節 地域福祉活動の推進

### 1. ボランティア活動の促進と人材育成

#### ■施策の方向性

今後はボランティア活動が活発に行われるよう、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの育成やボランティア活動の場・機会の充実に努めるとともに、各団体との情報の共有を図るなど、ボランティア活動の活発化を図ります。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
ボランティア養成講座への参加促進等	県や社会福祉協議会で開催するボランティア養成講座等を周知し、参加を促進します。
ボランティア活動の支援	ボランティア保険への加入や褒賞制度等により、ボランティア活動を支援します。

### 2. 地域福祉活動の充実

#### ■施策の方向性

障害者の生活を支えていくためには、日頃からの地域住民による支援が必要です。また、共に生きる社会を構築していく上では、障害のある人も時には支援の担い手となるなど、さまざまな生活の場面で町民それぞれが役割を担っていくことが大切です。

今後は、日常的に障害のある人とない人がともにふれ合う機会の拡充を図りながら、地域の見守り・支え合いのネットワークの強化に努めます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
あいさつ・声かけ運動の展開	役場、社会福祉協議会、かわち学園、こども園及び関係機関が率先しながら、町民にあいさつ・声かけ運動を展開します。
行事・イベントでのふれ合いの拡大	町内の各種行事・イベントについて、障害を持つ人と持たない人がともに参画し、楽しめる企画・実施に努めます。 また、障害者を対象にした行事・イベントへの障害を持つ持たない人の参加を促進していきます。
地区の助け合い・見守りネットワークづくりの促進	民生委員・児童委員等による訪問などを促進し、地域の助け合い・見守りネットワークづくりを図ります。

## 第3節 生活・活動の場の整備

### 1. 障害者にやさしい公共空間の確保

#### ■施策の方向性

今後は、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの視点にたって、当事者等の声を取り入れながら、できるところからバリアフリー、ユニバーサルデザインの採用を検討します。また、町民に対して広くバリアフリー化の意義や大切さの理解促進を図り、障害のある人が安心して暮らし、外出できる生活環境づくりを進めます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	公共建築物や公園などについて、障害者にやさしい公共空間づくりに努めます。
民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進	商店など、民間公益施設についても、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化に向けた改善への協力を要請していきます。
交通安全対策の推進	町道の整備においてはバリアフリー、安全性に配慮した整備に努めるとともに、県道や国道についても危険箇所等の解消に向けて各関係機関に要望をしていきます。また、交通安全教室等により交通安全に関する意識啓発に努めます。

### 2. 住宅環境の整備

#### ■施策の方向性

今後は、地域で安心して暮らしていくために、町営住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化や、住宅改修における費用の一部助成事業の周知を図り、住宅環境の整備に努めます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
町営住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	町営住宅については、新設、改修の際にバリアフリー、ユニバーサルデザインの適用に努めます。
住宅改修費	重度の身体障害児・者が、室内外における移動や、廊下、浴室、トイレ等の使用を容易にするための改修に要する費用の一部を助成します。また、事業の周知に努めます。



## 第4節 防災・防犯対策の充実

### ■施策の方向性

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進することが重要です。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進していくことが重要です。

今後は、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、障害者等の避難行動要支援者の見直しを随時行うとともに、災害発生時には同プランに基づき、円滑な避難対策が行えるよう努めます。

悪質商法等の消費者被害防止に向け、啓発と情報提供に努めるとともに、地域防犯体制の強化を図ります。

### ■主な実施事業

事業名	事業概要
緊急通報装置の貸与	ひとり暮らしの高齢者などを対象に、ワンボタンで消防署に通報できる緊急通報装置を貸与します。
地域防災体制の充実	避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域住民や関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の確立に努めます。
地域防犯体制の充実	防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。

## 基本目標2：地域生活を支える「安心」のまちづくり

### 第1節 相談支援体制の強化

#### ■施策の方向性

今後は、障害者や家族、介助者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。

町では、障害に配慮したコミュニケーション支援のための機器を用意し、障害者が気軽に相談や情報を得られるような体制の充実を図ります。

また、困難事例も増加傾向にあるため、「河内町福祉総合協議会」を中心とした関係機関の相談ネットワークを最大限活用し、困難事例への円滑な対応やきめ細かな相談支援に努めます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
町による相談の適切な実施	個人情報の保護に留意しながら、関係機関等との相談ネットワークの構築に努めていきます。 また、相談対応の向上のため、各種研修会への参加促進を図ります。
民生委員・児童委員	地域福祉の担い手として、障害者をはじめさまざまな支援を必要とする町民のきめ細かな相談対応・支援活動を行います。
身体障害者・知的障害者相談員	障害のある人の更生援護に関する適切な相談対応が図られるよう、体制について検討します。
地域ケアシステムの推進	援護を必要とする在宅の高齢者や障害者等に対してケアチームを結成するとともに、ボランティア等の地域住民の協力を得ながら、地域で見守り支え合うコミュニティづくりを推進します。
各相談機関の充実とネットワーク化の促進	各相談窓口では、さまざまな状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう体制を充実するとともに、各相談窓口のネットワーク化を図ります。
相談窓口の周知	広報紙やホームページ、障がい福祉のしおり、社協だより等を通じて、各相談窓口などの情報を提供し、相談窓口の利用を促進します。

## 第2節 生活支援の充実

### 1. 在宅生活支援の充実

#### ■施策の方向性

今後は、在宅生活を支えるサービスの需要の増大に対応できるよう、障害特性に応じた提供体制の確保に努めます。

また、地域共生社会の実現に向け、高齢者施策とも連携し、地域住民による生活支援サービスの充実を図っていきます。

地域生活支援拠点の整備に向けては、居住支援機能及び地域支援機能を担う町内外の既存施設・事業者も活用しながら、障害者の生活を地域全体で支援する体制を整備していきます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害福祉サービスにおける訪問系サービスの充実	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、障害者総合支援法による自立支援給付の訪問系サービスの充実と利用の促進を図ります。 【サービスの種類】 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援
日常生活用具給付等事業	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、障害者総合支援法による地域生活支援事業において日常生活用具等を給付します。 【支援用具の種類】 介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具
補装具費の支給	身体障害者（児）を対象に、障害者総合支援法による自立支援給付として、身体機能を補うための補装具の交付または修理に要する費用を一部負担します。
地域住民による生活支援サービスの展開	地域住民が地区内の困っている人を支援する活動を拡充していきます。
地域生活支援拠点の整備検討	障害のある方が地域で自立した生活ができるよう、居住支援機能及び地域支援機能を担う町内外の既存施設・福祉サービス提供事業所を活用しながら、支援体制を整えていきます。

## 2. 日中活動の場の充実

### ■施策の方向性

今後は、利用者や福祉サービス提供事業所等の意向を踏まえながら、障害の程度や一人ひとりの状況に応じた日中活動の場の確保に努めます。

### ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの充実	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、障害者総合支援法による自立支援給付の日中活動系サービスの利用促進と提供体制の確保に努めます。 【サービスの種類】 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援、療養介護、短期入所
「基準該当サービス」の指定によるサービス展開の促進	高齢者施設（デイサービスセンターなど）を活用することは、地域資源の有効活用につながることから、「基準該当サービス※ <sup>1</sup> 」の指定などについて、ニーズの把握、事業所の参入意向などを確認しながら、実施の有無について検討していきます。
放課後等デイサービス	日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
地域活動支援センター	障害者総合支援法による地域生活支援事業として、地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会等を提供し、社会参加と交流促進を図ります。

※基準該当サービス：指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービスとして特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給されることとなっています。

### 3. 居住の場の確保

#### ■施策の方向性

在宅生活への移行及び継続に向けて、必要な方が地域における居住の場が確保できるよう、ニーズに応じたサービスの提供を図っていきます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
居住の場の充実促進	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、居住の場の充実に向けて検討するとともに、在宅生活への移行及び継続に向けた取り組みを図ります。 【サービスの種類】 共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活支援

## 第3節 保健・医療サービスの充実

### 1. 乳幼児期の適切な保健・医療の充実

#### ■施策の方向性

乳幼児に対する健康診査や訪問指導、発達相談などの保健事業を今後も推進していくとともに、保健センター等で行う相談や教室等に気軽に参加できる体制づくりを充実します。また、保護者等への障害に関する知識の普及や理解促進を図ります。

さらに、関係機関と密に連携し、それぞれの障害種別や状況に応じた適切な療育が受けられる体制づくりに努めます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態を確認し、疾病の早期発見、早期治療を図り、健康の保持増進に努めます。また、保護者の育児に対する不安や悩みの解決、障害に対する理解の促進を図ります。
訪問指導	すべての乳児に対し、保健師等が訪問し、健診や予防接種、離乳食等についての説明をするほか、発育・発達・健康上の問題のある乳幼児及び妊産婦等についても訪問指導を行います。
健康教育	乳幼児の健康等について、正しい知識と疾病の予防に向けた教室を開催します。
発達相談（おやこ相談）	発達の遅れや偏りのある乳幼児に対し、専門的な指導者により、家庭での療育について、継続的な指導を実施します。

## 2. 心と身体の健康づくり及び医療の充実

### ■施策の方向性

町民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障害の予防と心身機能の維持・増進・回復を図ります。

また、関係機関と協力しながら、障害の予防医療の充実や、障害者が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

※運動器：身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称です。筋肉、腱、靭帯、骨、関節、神経（運動・感覚）、脈管系などの身体運動に関わるいろいろな組織・器官によって構成されており、その機能的連合が運動器です。

### ■主な実施事業

事業名	事業概要
疾病や障害の予防対策の充実	特定健康診査をはじめとする各種健（検）診の充実を図るとともに、健康教育・相談、訪問指導などにより、疾病や障害の予防に努めます。
心身機能の維持・増進・回復の促進	心身機能の維持・増進・回復を促進するため、障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービスの機能訓練、介護保険要介護認定者を対象とした通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援事業などにより、必要な方が必要な支援を受けられる体制の確保に努めます。
メンタルヘルス対策の推進	講座・教室の開催や相談対応などを通じて、うつ予防や閉じこもり予防など、メンタルヘルス対策の推進を図ります。
医療機関での障害者への配慮	障害者一人ひとりの障害特性や人権、プライバシーなどに配慮された、患者本位の医療が常に提供されるよう、啓発に努めます。
自立支援医療（育成・更生医療・精神通院）	障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービスとして、身体障害の除去・軽減に必要な医療や精神疾患の治療を受けるための医療について、医療費の一部を助成するとともに、利用促進に向けて周知を図ります。

## 第4節 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

### ■施策の方向性

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を進めること、また、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ることが重要です。

今後は、町や社会福祉協議会の広報紙をはじめ、さまざまな媒体や機会を通じて積極的に情報提供していきます。また、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、一人ひとりの状況やニーズの把握に努めながら、きちんと理解される方法による情報提供を図ります。

### ■主な実施事業

事業名	事業概要
町広報紙・ホームページでの情報提供	町の広報紙やホームページなどに、福祉サービスの内容や各種手当・制度、イベント情報などについての情報を分かりやすく掲載します。
社会福祉協議会による「社協だよりかわち」の発行	社会福祉協議会の広報紙として「社協だよりかわち」を発行し、その中で行事等の案内をはじめ各種情報を掲載します。
情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、「日常生活用具給付等事業」による情報・意思疎通支援用具の給付・貸与を実施します。
意思疎通支援事業	茨城県聴覚障害者協会に委託し、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、「意思疎通支援事業」の手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。養成については、近隣市町村と共催による養成講座の実施を検討していきます。

## 第5節 移動支援の充実

### ■施策の方向性

今後は、外出支援策について、地域生活支援事業による移動支援をはじめ、さまざまなサービスを重層的に組み合わせ、社会生活上必要不可欠な外出を支援するサービス提供の充実に努めます。

### ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者総合支援法に基づく外出支援サービスの推進	障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービスの行動援護や同行援護、地域生活支援事業の移動支援事業、その他の事業を重層的に提供していきます。
外出支援サービス事業	障害者や要支援・要介護認定者等で、自家用車を所持していないなど、移動が困難な方を対象に、社会福祉法人等の移送車両により、居宅から医療機関及び在宅福祉施設との間の送迎を行っており、正規利用料金の半額を補助しています。
シルバーカー購入補助金事業	歩行困難な障害者や高齢者が、歩行を容易にするためのシルバーカーを購入する場合に補助金を交付しています。
福祉有償運送サービス事業	障害者や要支援・要介護認定者等を対象に、社会福祉協議会と連携し、有償により病院やレジャー等の送迎を行っています。
車椅子の貸し出し事業	自力歩行が困難な障害者や高齢者の移動支援として、車椅子の貸し出しを行っています。



## 第6節 権利擁護の推進及び虐待の防止

### ■施策の方向性

成年後見制度の周知及び日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

また、関係機関との連携を強化しながら、さまざまな場面での権利侵害や家庭・地域での虐待、金銭詐取などの未然防止を図ります。

### ■主な実施事業

事業名	事業概要
成年後見制度の周知	障害者の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法などを広く周知・啓発します。
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会より日常生活自立支援事業について周知し、利用促進を図ります。
関係機関による情報共有	障害者の権利擁護・人権侵害に関する情報について、必要に応じて関係機関の連携によるケース検討会議等を実施し、対応します。
サービス実施時の権利擁護	第三者評価の実施促進などにより、福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、茨城県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。

## 基本目標3：生きがいと意欲に満ちた「豊かな」まちづくり

### 第1節 特別支援教育及び就学前保育・教育の充実

#### ■施策の方向性

医療的ケア児、重症心身障害児、肢体不自由児に対する支援の場の充実が求められる中で、医療的ケアの必要な子どもの通所可能な療育機関が不足していることから、近隣市町村との協力も含め、圏域内でも整備していく必要があります。

特別支援学校とかわち学園が連携しながら、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した特別支援教育を推進していきます。

また、こども園、かわち学園及び関係機関との適切な連携により情報共有を図り、乳幼児期からの子どもの状況を把握しながら、早期からの一貫した教育相談支援体制の充実に努めます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
就学指導委員会	児童生徒のうち障害があり特別な支援を必要とする子どもを対象に、専門委員による就学指導を行います。
障害児保育の充実	障害のある子どもを支援するため、こども園において障害児の受け入れをしていきます。
教職員研修の充実	保育士や教職員に対する研修において、障害について理解を深められるよう内容の充実を図ります。また障害に関する外部研修への参加を促進します。
関係機関の連携強化	障害のある子どものニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、教育、福祉、保健、医療等の関係機関の連携強化を図ります。
学校の施設・設備の充実	エレベーターやバリアフリートイレを設置するなどしています。施設や設備の整備の際は、障害者に配慮した整備を推進し、学校施設・設備の安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。
障害児の放課後対策の推進	特別支援学校在籍児の放課後、特別支援学校在籍児及びかわち学園在籍児の長期休み期間について、町内の事業所に日中一時支援事業を委託して児童クラブを開設し、放課後等の対策を実施しています。
切れ目のない支援の推進	こども園と学校の交流会を通じてこども園からかわち学園に入学する児童の情報をお互いに共有し対応を協議します。

## 第2節 雇用・就業の促進

### ■施策の方向性

行政自らが障害者の雇用に努めるとともに、関係機関と連携し、就労支援のための各種制度の活用を促進しながら、職業リハビリテーションの充実及び民間企業に対する働きかけを行い、障害者の就業の拡大を図ります。また、町役場における障害者雇用の充実、実習の場としての機能、障害者優先調達法のガイドラインに沿った各課対応を推進します。

### ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者雇用への理解と協力の促進	県やハローワークなどと連携し、「障害者雇用促進月間(9月)」を中心に、障害者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図ります。 また、障害者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を促進していきます。
各種制度の利用促進	ジョブコーチ支援やトライアル雇用をはじめ、職業能力開発・訓練にかかる各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。
福祉的就労の充実	障害者の自立と社会参画につながるよう、障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービスの就労移行支援・就労継続支援により、福祉的就労の充実を図ります。

### 第3節 地域への参画促進

---

#### ■施策の方向性

活動資金の助成や障害者・家族の加入促進などを通じ、団体の自主的な活動を支援するとともに、スポーツ大会や各種研修会、レクリエーションなどのさまざまな交流活動や社会活動への参加を促進します。

また、障害者施策を推進していくうえで情報共有や意見交換の場を設けるなど、当事者の意向を組み入れた事業の推進に努めます。

#### ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者団体活動の支援	各種団体の活動を支援するために補助金の支給などを行います。
障害者団体等との情報共有	必要に応じて障害者施策について障害者団体等に説明したり、意見交換を行ったりしながら、障害者施策におけるさまざまな情報の共有と協働による施策の推進を図ります。
地域活動への参画の促進	祭りや集落の集まりごとなど、各種地域活動への障害者の参画を促進していきます。

## 第4節 学習・スポーツ・文化芸術活動の促進

---

### ■施策の方向性

障害者が気軽に参加できるよう運営方法に配慮しながら、障害者のニーズに応じたイベント・講座等の開催とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

また、障害者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施の促進、障害者の学習・スポーツ・文化芸術活動を支える指導者・ボランティアの育成などに努めます。

### ■主な実施事業

事業名	事業概要
各種講座や教室への参加の促進	障害者の各種講座や教室への参加促進のため、情報提供や施設・設備の整備・改善に努めます。
各種イベント等への参加促進	各種団体が参加・実施するスポーツ大会や各種イベントへの参加促進のための支援を行います。
指導者・ボランティアの育成	障害者の学習・スポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成に努めます。

---

## 第3編 障害(児)福祉計画

---

## 第1章 基本方針

障害(児)福祉計画においては、障害者基本計画の基本理念や基本目標との調和に配慮しつつ、以下の7つの基本方針を踏襲し、その実現をめざします。

### 1. 自己選択・自己決定ができる環境づくり

共生社会の実現に向け、障害の種別や程度に関わらず、障害者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていただける環境づくりを進めます。

### 2. 町を主体とする一元的なサービスの提供

町が中心的な実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病患者等に対し、障害種別によらない一元的なサービスを提供します。

### 3. 地域生活移行の推進と課題に応じたサービスの強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、地域生活支援の拠点づくり、就労支援や就労定着支援など、課題に応じたサービス提供体制の強化を図ります。

### 4. 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、各関連分野が協働する支援体制を構築していきます。

### 5. 障害児支援・発達支援の充実

障害児のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

## 6. 障害福祉人材の確保

障害の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とともに、それを担う人材の確保に関係機関と協力して取り組んでいきます。

## 7. 障害者の社会参加の促進

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえて支援します。特に、文化芸術鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮と社会参加の促進を図ります。



## 第2章 令和8年度に向けた数値目標

国の基本指針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することになっております。町では、地域の実情を考慮しつつ、次のように数値目標を設定します。

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める視点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に行く人の数を見込み、令和8年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

#### 【参考】 国の指針

- ・令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2019）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

#### 【目標値】

項目	目標
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数13人のうち、令和8年度末までに6%（1人）以上の人を地域生活に移行する。
施設入所者削減数	令和4年度末時点の施設入所者数13人のうち、令和8年度末までに5%（1人）以上の人地域生活に移行する。

#### 【事業の見込み】

施設入所者の地域移行を進めるため、グループホームなどの生活基盤整備について、当事者団体や関係者と協力し、町内における必要な量の確保に努めます。

地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが先ず必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。

また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、さまざまな機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

施設入所者のうち、重度障害者については、本人の状況や家族の意向を踏まえ、適切に対応していきます。

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人の地域生活への移行を推し進めていくため、令和8年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する目標を設定します。

### 【参考】 国の指針

- ・令和8年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を設定する。
- ・令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。

### 【事業の見込み】

基本指針で国から求められている項目は、茨城県が指標の設定を行うため、町では設定を行いません。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、河内町福祉総合協議会の場を協議の場として検討していきます。

## 3. 地域生活支援の充実

障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」への備えなどの課題がある中、これからも障害のある方が地域で自立した生活ができるように、自立等に係る相談、ひとり暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所等による緊急時の受入体制等の確保、専門的な相談ニーズに対する支援など、地域での生活を支援する体制づくりに努めます。

### 【参考】 国の指針

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による容室整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

## 【事業の見込み】

町内の居住支援機能及び地域支援機能を担う町内の既存施設・事業がそれぞれ役割を分担しながら、緊密に連携し、障害者の地域生活を支援するネットワークを構築し、令和8年度末までに面的な体制を整備します。

また、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携し、強度行動障害者の実態や支援ニーズ等の把握に努めます。

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数等に係る目標値を設定します。

### 【参考】 国の指針

＜就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標＞

・令和8年度中に、一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍にすることを基本とする。

（うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍  
就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍  
就労継続支援B型を通じた移行者数：1.28倍）

・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】

＜一般就労後の定着支援に関する目標＞

・就労定着支援事業利用者：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。【新規】

・就労定着率：令和8年度の就労定着支援事業の利用終了者の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

### 【目標値】

項目	成果目標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※を通じて一般就労に移行する者 令和3年度実績の1.28倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和3年度実績】 1人 → 【令和8年度目標】 1人以上
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
就労定着支援事業利用者数	令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。 【令和3年度実績】 1人 → 【令和8年度目標】 1人以上
就労定着率	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上

※「就労移行支援事業等」：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

### 【事業の見込み】

町内の福祉サービス提供事業所はもとより、近隣市町村とも連携を取りながら、広く情報収集・提供を行い、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

河内町福祉総合協議会の場での検討を基に、就労先の開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援をさまざまな観点から見直し、就労支援策の充実に努めます。

また、一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力とともに、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

## 5. 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の中核的施設としての役割を担うことが求められている児童発達支援センターの設置等について目標を定めます。

### 【参考】 国の指針

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は各圏域に1か所以上

### 【目標値】

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置個所数	1か所	令和8年度末の児童発達支援センター機能を有する施設数。 ※町では平成26年から千葉県の子童発達支援センター安食にて受け入れあり。
保育所等訪問支援	実施	令和8年度末の保育所等訪問支援の実施体制 ※町では平成29年から本事業は実施。
重症心身障害児を支援する事業所等	1か所	令和8年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	検討	協議の場を通じて役割や配置人数を検討

### 【事業の見込み】

令和5年現在、町内に対応可能な福祉サービス提供事業所がない状態です。

障害のある人のニーズ等を検討したうえで、圏域単位での確保も視野に入れ児童発達支援センター等の確保を目指します。

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化など、相談支援体制の強化等の取り組みについて目標を定めます。

### 【参考】 国の指針

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

### 【事業の見込み】

様々な相談機関の役割を明確にし、周知・啓発を行います。

河内町福祉総合協議会において、相談支援のネットワークの構築に努めます。

地域の相談支援機関に対しては、困難事例に対するバックアップや研修等による人材育成への支援などを検討し、身近な相談支援体制を強化します。

## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

サービス利用者にとって真に必要とされる質の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上のための体制構築に関する目標を定めます。

### 【参考】 国の指針

・令和8年度末までに、各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

### 【事業の見込み】

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ役場職員を参加させます。また、サービス提供事業所職員の参加を促します。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する場を設けます。

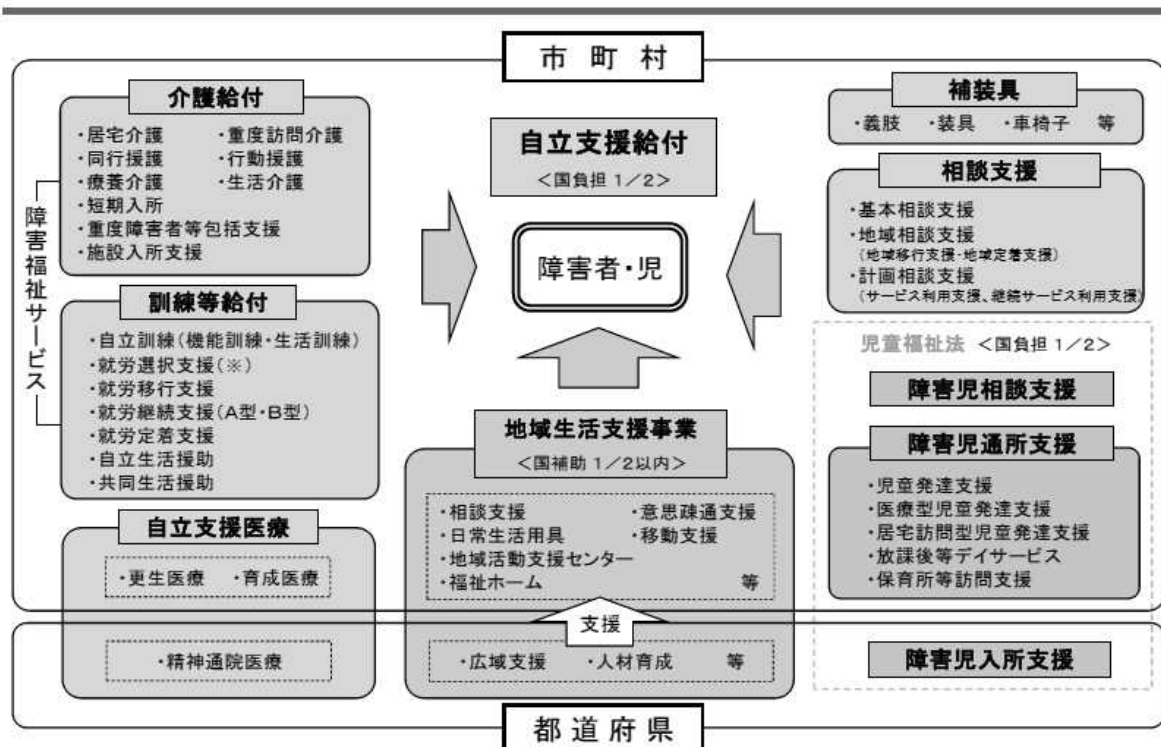
障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発を行います。

# 第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

## 第1節 障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業

給付・事業は、「障害者総合支援法に基づくサービス」と「児童福祉法に基づくサービス」に分かれています。

障害者総合支援法・児童福祉法における給付・事業



(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

## 第2節 自立支援給付の見込み

### 1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

サービスの対象者及び内容は表の通りです。

#### ■サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（障害支援区分4以上）	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方（障害支援区分3以上）	行動する際に生じる危機を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
同行援護	視覚障害の状態を判定する「同行援護アセスメント票」に基づき、同行援護が必要とされる方	外出時における援護（身体介護や代読、代筆など）を行うサービス
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方（障害支援区分6）」のうち、次の方が対象になる。 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障害者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者または最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供するサービス

#### ■サービスの利用実績及び見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	0
	時間（延べ利用時間数）	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	0
	時間（延べ利用時間数）	0	0	0	0	0	0
同行援護	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	0
	時間（延べ利用時間数）	0	0	0	0	0	0
行動援護	人（実利用者数）	1	1	1	1	1	1
	時間（延べ利用時間数）	2	19	19	20	20	20
重度障害者等包括支援	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	0
	時間（延べ利用時間数）	0	0	0	0	0	0

#### ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に事業所はありません。行動援護のサービスの利用が1人と横ばい状態が続いており、今後も現状維持で見込みます。

また利用ニーズに応じたサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上などに努めます。



## 2. 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

常に介護を必要とする障害者を対象とする通所サービスです。サービスの対象者及び内容は表の通りです。

#### ■サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者のうち、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供

#### ■サービスの利用実績及び見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人（実利用者数）	39	40	39	40	41	42
	人日（延べ利用者数）	778	771	634	784	804	824

#### ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に1事業所あります。サービスの利用は月40人前後で推移していますが、今後の障害者やその家族の高齢化を考慮し、利用者数は毎年増加を見込みます。

きめ細やかなサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

## (2) 自立訓練

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校卒業生などを対象に、地域生活への移行を図る上で必要なリハビリテーションを行います。サービスの対象者及び内容は表の通りです。

### ■サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
機能訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②特別支援学校卒業生で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。 [利用期間] 18 か月以内
生活訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②特別支援学校卒業生や継続した通院により病状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力維持・向上などの支援が必要な方 ③宿泊型自立訓練の利用者	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。 [利用期間] 24 か月以内（長期入所者の場合は 36 か月以内）

### ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に1事業所あります。令和3年度から令和5年度までのサービスの利用がないことから、令和8年度までの自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用は見込んでいません。

きめ細かなサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、定員数の増加の働きかけなどを行います。

### (3) 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

訓練・福祉的就労サービスとして、「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」「就労定着支援」があります。

「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労継続支援 B 型」は雇用契約に基づかないサービスです。「就労移行支援」は終期を 24 か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスで、「就労定着支援」は就労と生活の両面から支援するサービスです。また、より良い就労先・働き方の選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」が新設されます。サービスの対象者及び内容は表の通りです。

#### ■サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用期間 24 か月以内）
就労継続支援（A 型＝雇用型）	① 就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③ 就労経験がある方で、現在雇用関係がない方	① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B 型＝非雇用型）	① 企業等や就労継続支援（A 型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A 型）の雇用に結びつかなかった方 ③ 50 歳に達している方 ④ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A 型）の利用が困難と判断された方	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は結ばない） ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方	就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労選択支援【新規】	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。（令和 7 年 10 月 1 日施行予定）

## ■サービスの利用実績及び見込み（月平均）

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人（実利用者数）	5	2	1	4	4	4
	日（延べ利用日数）	33	18	2	27	27	27
就労継続支援（A型）	人（実利用者数）	7	9	5	8	8	8
	日（延べ利用日数）	121	97	56	112	112	112
就労継続支援（B型）	人（実利用者数）	24	32	32	32	32	32
	日（延べ利用日数）	346	434	389	428	428	428
就労定着支援	人（実利用者数）	1	1	0	1	1	1
	日（延べ利用日数）	1	1	0	1	1	1

就労選択支援【新規】	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	0
	日（延べ利用日数）	0	0	0	0	0	0

## ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に就労継続支援（B型）事業所は2事業所あります。サービスの利用は就労移行支援、就労継続支援（A型）は減少傾向で、就労継続支援（B型）はほぼ横ばいで推移しています。就労ニーズを考慮し、今後の利用者数は現状維持で見込みます。

より良い就労先・働き方の選択ができるよう、各事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、サービスの実施を促進していきます。

#### (4) 療養介護

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。サービスの対象者及び内容は表の通りです。

##### ■サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

##### ■サービスの利用実績及び見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人（実利用者数）	1	1	1	1	1	1
	日（延べ利用日数）	30	30	30	30	30	30

##### ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に事業所はありません。サービスの利用は1人で推移しており、利用者が限定されていることも考慮し、今後も現状維持で見込みます。

利用者のニーズを踏まえながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、きめ細やかなサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化しサービスの質の維持・向上などに努めます。

## (5) 短期入所

短期入所（ショートステイ）は、一時的に障害者支援施設などに入所するサービスです。サービスの対象者及び内容は表の通りです。

### ■サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
短期入所	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期の入所を必要とする障害のある方	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の支援を行います。施設等で行う福祉型と、病院等で行う医療型があります。

### ■サービスの利用実績及び見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人（実利用者数）	10	11	10	10	10	10
	日（延べ利用日数）	70	60	87	73	73	73
短期入所（医療型）	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	0
	日（延べ利用日数）	0	0	0	0	0	0

### ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に1事業所あります。サービスの利用は10人前後で推移しており、今後も現状維持で見込みます。

今後も利用ニーズがあると見込まれるため、きめ細やかなサービスが提供されるよう、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上、提供体制の充実を促進していきます。

### 3. 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）

知的障害者や精神障害者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、「共同生活援助（グループホーム）」があります。また、平成30年からは、グループホーム等からひとり暮らしを始める方の生活を支援するサービスとして「自立生活援助」が新設されています。サービスの対象者及び内容は表の通りです。

#### ■サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障害者でひとり暮らしを希望する人	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	「就労または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障害・精神障害のある方」で、「地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な方」	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

#### ■サービスの利用実績及び見込み（月平均）

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	人（実利用者数）	21	23	21	22	22	22

#### ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に1事業所あります。サービスの利用は20人強で推移しており、今後も現状維持で見込みます。

今後の居宅における自立した日常生活への移行ニーズを考慮し、福祉サービス提供事業所との連携を一層強化し、サービスの質の維持・向上などに努めます。

## (2) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障害者について、主として夜間において、介護、相談及び助言などの日常生活上の支援を行うサービスです。サービスの対象者及び内容は表の通りです。

### ■サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。）

### ■サービスの利用実績及び見込み（月平均）

名称	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人（実利用者数）	13	14	13	13	13	13

### ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に事業所はありません。サービスの利用は13人で推移しており、今後も現状維持で見込みます。

障害者本人やその介護者の高齢化等により、入所せざるを得ない状況も予想されます。利用者のニーズを踏まえながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、国の基本指針で定める施設入所者の地域生活への移行の促進にも努めていきます。



## 4. 相談支援

障害者総合支援法では、相談支援として、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の3つのサービスが位置づけられています。

サービスの対象者及び内容は表の通りです。

### ■サービスの対象者及び内容

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する（利用を希望する）障害者	・相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成・モニタリングの実施 ・基本相談支援（通常の相談） [相談場所] 指定特定相談支援事業所
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者	地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等 [相談場所] 指定一般相談支援事業所（障害者支援施設・医療機関を想定）
地域定着支援	入所施設や医療機関から地域移行した障害者等	24時間体制の緊急時の相談支援等 [相談場所] 指定一般相談支援事業所（指定特定相談支援事業所の兼務を想定）

### ■サービスの利用実績及び見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人（実利用者数）	79	76	79	78	78	78
地域移行支援	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人（実利用者数）	0	0	0	0	0	0

### ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に1事業所あります。サービスの利用は80人弱で推移しており、今後も現状維持で見込みます。

### 第3節 障害児支援の見込み

障害のある子どもの健やかな成長のために、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図るとともに、障害のある子どもの様々な相談に的確に対応できる体制の整備を図ります。サービスの対象者及び内容は表の通りです。

#### ■事業内容

事業名	事業内容
児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。 (児童福祉法等の一部を改正する法律(令和6年4月施行)により、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう、児童発達支援の類型(福祉型、医療型)を一元化)
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の発達支援を行います。(重度の障害または医療的ケアが必要な障害児で外出することが著しく困難な方が対象)
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	障害のある子どもが通う保育所や幼稚園に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活の適応を支援します。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を適切に利用できるよう、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。

#### ■サービスの利用実績及び見込み(月平均)

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援※	人	9	7	4	8	8	8
	日人分	60	38	20	48	48	48
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	日人分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	8	12	10	10	10	10
	日人分	53	90	78	69	69	69
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0
	日人分	0	0	0	0	0	0

※福祉型と医療型の「児童発達支援センター」への一元化に伴う。

#### ■サービスの利用実績及び見込み(年間)

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人(実利用者数)	17	19	14	17	17	17

#### ■量の見込みとその確保に向けて

令和5年度現在、町内に事業所はありません。サービスの利用について、「児童発達支援」は8人前後、「放課後等デイサービス」は10人前後、「障害児相談支援」は17人前後で推移しており、今後も現状維持で見込みます。

利用者のニーズを踏まえながら、受け入れ先の確保について検討するとともに、きめ細やかなサービスが提供できるよう福祉サービス提供事業所との連携を一層強化しサービスの質の向上に努めます。「児童発達支援」については、潜在的な需要はあると思われ、「河内町福祉総合協議会」を通じた把握と適切な支援方法の提供に努めます。

## 第4節 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

### 1. 相談支援事業

#### ■事業内容

事業名	事業内容
障害者相談支援事業	障害者やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

#### ■サービスの利用実績及び見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	設置か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	実利用者数(人)	64	51	57	59	59	59
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

#### ■量の見込みとその確保に向けて

相談支援事業については、町が窓口となって相談支援を実施しているほか、専門的な相談については、2か所の指定相談支援事業所に委託し実施しています。また、虐待防止体制として、障害者虐待防止センターを設置しています。

今後とも引き続き町窓口で対応していくとともに、2事業所への委託を継続していきます。「河内町福祉総合協議会」については、関係機関との連携や問題事例に対する検討など、更なる機能強化に努めます。

## 2. 意思疎通支援事業

### ■事業内容

事業名	事業内容
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等により意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

### ■サービスの利用実績及び見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	0	0	0	0	0	1
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	0

### ■量の見込みとその確保に向けて

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業について、サービスの周知を図るとともに、茨城県聴覚障害者協会への委託を継続し、提供体制を確保してまいります。

## 3. 成年後見制度利用支援事業（成年後見制度法人後見支援制度）

### ■事業内容

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする方で、かつ知的障害または精神障害のある方で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援制度	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

### ■サービスの利用実績及び見込み

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	0	0	0	1
成年後見制度法人後見支援事業	人/年	0	0	0	0	0	1

### ■量の見込みとその確保に向けて

制度の周知や対象者の把握に努めるとともに、サービス提供体制の整備と円滑な利用を促進し、障害者の権利擁護を図ります。

## 4. 日常生活用具給付事業

### ■事業内容

事業名	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある方の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある方の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある方の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。

### ■サービスの利用実績及び見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護訓練支援用具	給付件数	0	0	0	0	0	0
② 自立生活支援用具	給付件数	0	0	0	0	0	0
③ 在宅療養等支援用具	給付件数	0	2	0	0	0	0
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数	1	1	1	1	1	1
⑤ 排せつ管理支援用具	給付件数	142	99	107	116	116	116
⑥ 居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	0	0	0	0	0	0

### ■量の見込みとその確保に向けて

障害のある人が、生活の質の向上を図ることが出来るよう、障害の特性に合わせた適切な用具の支給を行います。情報・意思疎通支援用具と排せつ管理支援用具は利用実績の推移から、計画期間も給付を見込みます。適切に必要な支援が受けられるよう周知に努めます。

## 5. 移動支援事業

### ■事業内容

事業名	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、ガイドヘルパーの派遣により日常生活上必要不可欠な外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促します。

### ■サービスの利用実績及び見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	1	1	1	1	1	1
	時間/年	26	17	10	17	17	17

### ■量の見込みとその確保に向けて

利用対象者の大幅な増減はありませんが、必要な事業であるので引き続き周知を継続していきます。サービスの周知により、利用の増加を見込みます。

## 6. 地域活動支援センター事業

### ■事業内容

事業名	事業内容	
基礎的事業	利用者に対して、創作活動、生産活動、社会との交流などの機会を提供します。	
機能強化事業	I型	専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進にかかる理解啓発等を行います。（相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。）
	II型	雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	III型	概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が図られている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業

### ■サービスの利用実績及び見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基礎的事業	実施か所	2	2	2	2	2	2	
	人	6	8	8	7	7	7	
機能強化事業	I型	実施か所	1	1	1	1	1	1
	II型	実施か所	1	1	1	1	1	1
	III型	実施か所	0	0	0	0	0	0

■量の見込みとその確保に向けて

機能強化事業Ⅰ型・Ⅱ型については、2事業所との委託を継続していきます。

Ⅲ型については、町内の地理的条件、社会資源などを踏まえ、今後の体制について検討していきます。

## 7. 理解促進研修・啓発事業

■事業内容

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

■サービスの利用実績及び見込み

区分	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

■量の見込みとその確保に向けて

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、研修や啓発活動に努めます。

広報紙等を通じ、障害や障害のある人への理解を深める広報・啓発活動を行います。特に障害者虐待については、命にかかわる重要な問題なので未然に防止できるよう努めます。

## 8. 自発的活動支援事業

■事業内容

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動を支援します。

■サービスの利用実績及び見込み

区分	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

■量の見込みとその確保に向けて

知的障害者（児）を持つ保護者の会である、「手をつなぐ育成会」等の活動を支援するため補助金を交付しており、今後も継続し、実施していきます。



## 9. 日中一時支援事業（任意事業）

### ■事業内容

事業名	事業内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

### ■サービスの利用実績及び見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	17	21	19	19	19	19

### ■量の見込みとその確保に向けて

利用者の通所事業所及び入居施設等に委託し対応しています。また、春・夏休み期間においては、町内の福祉サービス提供事業所にて「児童クラブ」を開所しています。今後も事業所等に委託し事業を実施するとともに、利用者の要望が多様化しているの、社会資源などを踏まえ今後の体制について検討していきます。

## 10. 社会参加促進事業（任意事業）

### ■事業内容

事業名	事業内容
自動車運転免許取得・改造費助成	自動車運転免許を取得される場合、教習費の一部を助成します。また、就労などのため自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### ■サービスの利用実績及び見込み（年間）

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造費助成	人	0	0	0	0	0	1

### ■量の見込みとその確保に向けて

近年の利用実績はない状況ですが、潜在的な需要はあると思われます。自動車を運転することで社会参加の幅が広がるよう、引き続きサービスを実施するとともに、サービスの周知により需要喚起を図ります。

## 11. 巡回支援専門員整備事業（任意事業）

### ■事業内容

事業名	事業内容
巡回支援専門員整備事業	発達障害に関する知識を有する専門員がこども園等へ巡回し、職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

### ■サービスの利用実績及び見込み（年間）

区分	実績			見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備事業	有	有	有	有	有	有

### ■量の見込みとその確保に向けて

児童発達支援相談員に委嘱し対応しています。主に未就学児を対象とした乳幼児発達相談（教室）の開催、こども園及びかわち学園への巡回相談を実施しています。今後も継続して事業を実施し、卒業まで切れ目のない相談体制の整備が図られるよう努めます。

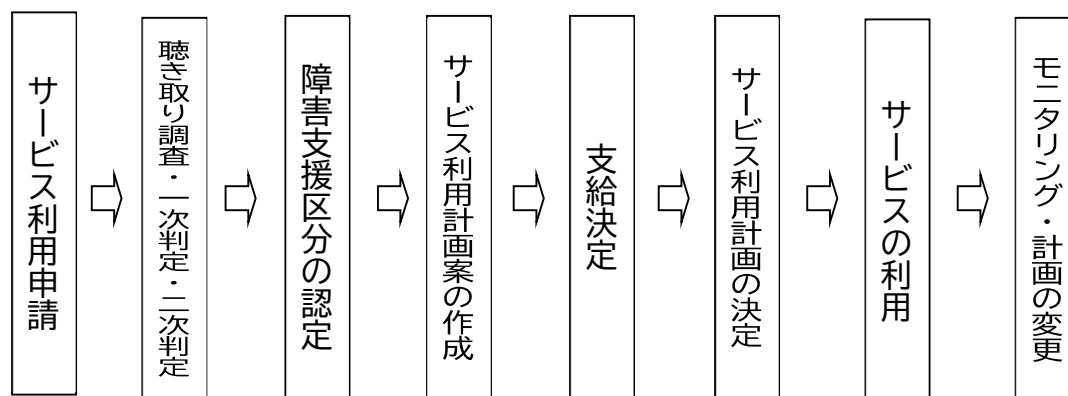
## 第4章 円滑な推進に向けた方策

### 1. 適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と児童福祉法に基づく児童発達支援事業等の利用にあたっては、「支給決定」の前段階で、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が一人ひとりの複数のサービスにまたがる「サービス利用計画」（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行っていく制度が導入されています。また、各福祉サービス提供事業所は、この「サービス利用計画」（ケアプラン）をもとに、一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、こちらも一定期間ごとにモニタリングを行います。

正確・公平な障害支援区分の認定と支給決定、障害者一人ひとりのニーズに基づく適切なケアマネジメントが展開できるよう、認定調査員や審査会委員、相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当者会議の実施を働きかけていきます。また、こうした仕組みについて、町内の障害者や家族などへの周知に努めていきます。

#### ■サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



### 2. 利用者負担の軽減制度の周知

利用者負担の軽減制度について、障害者や家族などへの周知に努めていきます。また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができることから、総合的な調整のもと、低所得者へ配慮した運用を図っていきます。

### 3. 人材の育成・確保及びサービスの質の向上

県や近隣市町村、関係機関等との連携を通じて、計画を推進していくうえで不可欠な専門従事者の計画的養成と確保に努めます。

また、サービスの質の向上に向け、福祉サービス提供事業所スタッフの研修会への参加促進など、障害のある人に関わる専門従事者の専門性の向上を図るとともに、苦情や困難事例の解決に向けた体制づくりを推進します。

### 4. 感染症対策

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症は、保健・医療だけでなく、経済活動、教育、福祉サービスの提供、災害時の避難のあり方など、生活の全般にわたり大きな脅威をもたらしました。障害者へのサービス提供を担う事業者側でも、経営に影響が出るなどの課題も生じました。感染症拡大防止のため、身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方、コミュニケーション方法の制約等が生じました。今後は感染症や災害発生時といった非常時に、障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら、関係機関等と連携・協力しながら、各種取組を進めていきます。

### 5. 実施状況の点検と進行管理

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要です。障害者総合支援法及び児童福祉法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標等については、庁内で1年に1回その実績を把握し、河内町福祉総合協議会等を活用し、目標等の進捗状況の報告と意見集約を行っていきます。

---

# 資料編

---

## 1. 河内町福祉総合協議会設置規則

### (設置)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8、河内町介護保険条例（平成12年条例第10号）第1条の適正かつ円滑な計画策定、評価及び運営推進を図るため、河内町福祉総合協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 地域福祉事業に関すること。
- (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定、改定及び評価に関すること。
- (3) 障害福祉事業に関すること。
- (4) 障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、改定及び評価に関すること。
- (5) 高齢福祉事業及び介護保険事業に関すること。
- (6) 高齢福祉計画及び介護保険事業計画の策定、改定及び評価に関すること。
- (7) 地域包括支援センターに関すること。
- (8) 障害者及び高齢者の権利擁護・虐待防止に関すること。ただし、児童は除く。
- (9) 自殺防止推進に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 町議会の代表者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 障害者団体関係者

- (6) 介護保険施設及びサービス提供事業所関係者
- (7) 障害福祉相談支援事業所及びサービス事業所関係者
- (8) 町社会福祉協議会職員
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、町長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、協議会を構成する委員数の半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、賛否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議において知り得た秘密をほかに漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉担当課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 2. 河内町福祉総合協議会委員名簿

No	区分	氏名	役職	所属団体等
1	保健医療関係者	石川 貴久	会長	医師 いしかわクリニック院長
2	保健医療関係者	久米 清	委員	歯科医師 久米歯科医院院長
3	保健医療関係者	横山 基樹	委員	精神保健福祉士 医療法人精光会 (みやぎきホスピタル) 施設支援サービス部部长
4	町議会代表者	牧山 龍雄 (令和6年2月20日まで) 高橋 稔 (令和6年2月21日から)	副会長	町議会議長
5	町議会代表者	高橋 稔 (令和6年2月20日まで) 高橋 利彰 (令和6年2月21日から)	委員	町議会教育厚生委員長
6	教育・雇用関係者	宮本 秀樹	委員	町商工会会長
7	学識経験者	平川 和文	委員	町民生委員児童委員協議会会長
8	障害者関係団体	金子 由夫	委員	手をつなぐ育成会会長
9	障害者関係団体	牧山 逸子	委員	町身体障害者福祉協議会長
10	介護保険施設	加賀谷 吉也	委員	あじさい苑施設長
11	介護保険施設	飯倉 洋子	委員	千の風・河内施設長
12	障害福祉相談支援事業所	古徳 真由美	委員	相談支援専門員 れるび管理者
13	介護保険被保険者代表	大野 和枝	委員	青少年連絡員協議会会長
14	住民代表	大古 徹也	委員	
15	社会福祉協議会職員	飯塚 裕行	委員	町社会福祉協議会事務局長



河内町福祉総合計画

## かわち障害者いきいきプラン

(第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

令和6年3月

発行 河内町 福祉課

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183 番地

TEL : 0297-84-2111 (代表) / FAX : 0297-84-4357